

佐世保市教育振興基本計画（第3期）

令和2年3月

佐世保市教育委員会

# 目次

はじめに	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3
第1章 佐世保市の教育をめぐる現状と課題	4
1 幼児期の教育及び学校教育における現状と課題	4
2 青少年を育む環境における現状と課題	11
3 生涯学習における現状と課題	13
4 スポーツにおける現状と課題	17
5 人権における現状と課題	21
6 文化財における現状と課題	23
7 教育を取り巻く全般的な課題	25
第2章 佐世保市の教育施策	26
1 佐世保市総合計画におけるまちづくりの 基本理念及び目標	26
2 教育政策にかかる基本方針について	28
3 佐世保市教育方針が示す理念	28
4 佐世保市教育方針が求める具体的対応	30
第3章 佐世保市が取り組む施策	31
《佐世保市教育振興基本計画（第3期）》	
（教育政策）	35
《第3期における主要な取組》	36

【施策1】 学校教育の充実	・・・	37
施策の目標、今後の方向性・事業展開、構成する事務事業		
【施策2】 豊かな心を育むまちづくり	・・・	48
施策の目標、今後の方向性・事業展開、構成する事務事業		
【施策3】 生涯学習・生涯スポーツの充実	・・・	52
施策の目標、今後の方向性・事業展開、構成する事務事業		
【施策を支える包括的な事務事業】	・・・	69
(子ども未来政策)		
【施策3】 幼児教育・保育の充実	・・・	75
施策の目標、今後の方向性・事業展開、構成する事務事業		
※第7次佐世保市総合計画における子ども未来政策に合わせ、「施策3 幼児教育・保育の充実」としてしています。		
<b>第4章 教育を推進するための制度の見直し</b>	—————	<b>78</b>
1 学校の改革	・・・	78
2 公民館の改革	・・・	79
<b>第5章 計画の進捗管理</b>	—————	<b>80</b>
<b>資料編</b>	—————	<b>81</b>
用語の解説	・・・	81
佐世保市教育振興基本計画（第3期） 策定検討委員会委員名簿	・・・	86
佐世保市教育振興基本計画（第3期） について（答申）	・・・	87

## はじめに

### 1 計画策定の背景と趣旨

本市教育委員会では、教育基本法の改正を機に、佐世保市教育方針の実現に寄与することを目的として、本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画である「佐世保市教育振興基本計画」を策定しました。

#### 〈教育基本法〉平成18年12月改正

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### (1) 計画の策定状況

本市教育振興基本計画の性格としては、本市総合計画の教育分野の活動計画と位置付けています。また、計画に記載している内容は、固定されているものではなく、社会情勢の変化に伴い変更の必要が生じた場合は、遅滞なく変更を行い、時宜に応じた教育の指針を示すものとしています。

これまで、第1期を平成21年3月（平成21年度～24年度計画）に、第2期を平成25年3月（平成25年度～令和元年度）に策定しています。

第1期	第2期
平成21～24年度	平成25～令和元年度

#### (2) 佐世保市教育大綱について

平成27年4月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとなり、本市においても、平成27年9月に「佐世保市教育大綱」を策定しました。

〈地方教育行政の組織及び運営に関する法律〉平成27年4月改正

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

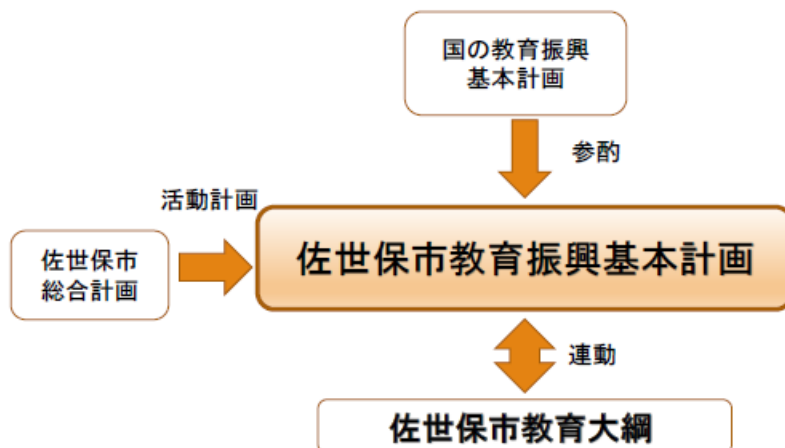
## 佐世保市教育大綱

佐世保市は、本市が目指すまちづくり及び人づくりの基本的な理念として、市民憲章を定めています。このことを踏まえ、本市教育行政の推進の大綱を次のとおりとします。

新しい時代を生き抜くためのたくましさ豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

### (3) 計画の位置づけ

本市教育振興基本計画と、施策の目標や施策の根本となる方針を定めた佐世保市教育大綱とは、連動したものと位置づけています。



#### i) 第7次佐世保市総合計画について

本市では、様々な社会情勢の変化に対応すべく、令和2年度から令和5年度までを計画期間とした「第7次佐世保市総合計画」（以下「第7次総合計画」とします。）を令和2年1月に策定しました。

#### ii) 国の「第3期教育振興基本計画」について

また、国においては、平成30年度に「第3期教育振興基本計画」を策定しました。この計画では、人口減少、高齢化、技術革新、グローバル化、子どもの貧困、地域間格差といった社会状況の変化や、子ども・若者の学習面・生活面の課題、地域・家庭の状況変化、教師

の負担等の教育をめぐる状況の変化に対し、

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
  - 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
  - 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
  - 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
  - 5 教育政策推進のための基盤を構築する
- ことを目指すこととしています。

国の「第3期教育振興基本計画」を参酌し、第7次総合計画の活動計画として、その更新に合わせ、今回、改めて現状を分析し、その課題に適切に対応するため「佐世保市教育振興基本計画（第3期）」（以下、「本計画」とします。）を策定し、佐世保市教育方針の実現に寄与するよう示すものです。

## 2 計画の性格

- (1) 本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画であり、本市の教育行政推進の基本と位置づけます。
- (2) 第7次総合計画基本計画の教育分野の活動計画であり、また、教育は総合計画の全分野の根幹をなすことから、教育委員会が所管するもの以外の、各種の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図るものです。
- (3) 本計画に記載する内容は、固定されているものではなく、社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、遅滞なく変更を行い、時宜に応じた教育の指針を示すものです。
- (4) 本計画が網羅する範囲は、基本的には、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。

## 3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和5年度までの4カ年間の計画とします。

なお、計画中に計上している社会指標（※1）及びKPI（重要業績評価指標）（※2）は、第7次総合計画との整合性を保つため、令和5年度までの目標値を掲載しています。

## 第1章 佐世保市の教育をめぐる現状と課題

### 1 幼児期の教育及び学校教育における現状と課題

#### (1) 幼児教育について

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、「生きる力」の基礎を育む大切な時期です。

この重要な時期に対応するために、平成15年度には、本市の乳幼児の健全な育成を目指し、幼児教育の充実推進及び子育て支援等に資するため、全国に先駆けた取組として「幼児教育センター」を開設しました。そこは、公立・私立を問わず、幼児教育関係者の研修や子育て支援の場として活用されており、各種研修講座の中でも特に、幼児教育センターを事務局とした、保幼小連携(※3)の推進により、幼児教育から小学校教育へ育ちと学びをつなぎ、滑らかな接続を図っています。その他に、地域全体で子どもと子育てを支えるため、乳幼児とその保護者を対象とした子育て講演会や子育て支援者の資質向上を目指した研修会等を開催しています。

また、幼児教育や子育て支援に関する調査・研究を研究機関と共に行い、その研究成果を幼児教育・保育施設や子育て支援関係者に発信しています。

さらに、子育てなど、より一層市民サービスの向上に努めようというねらいをもって、平成20年度から「子ども未来部」を創設し、保健・福祉・教育などの行政機関が「子ども」を中心として窓口を一つにしました。

#### 【第2期における主な取組事業】

##### (1) 就学前教育における環境の充実

- ①公立幼稚園管理運営事業
- ②私立幼稚園助成事業
- ③幼稚園就園奨励助成事業
- ④幼児ことばの教室運営事業

##### (2) 「幼児教育センター」を拠点とした多様な就学前教育の推進

- ①幼児教育センター管理運営事業

#### 【主なできごと】

平成29年3月 公立幼稚園5園(三川内・針尾・中里・世知原・小佐々)閉園

平成29年4月 「幼児まどか教室」開設

#### 【課題】

- ・「幼稚園教育要領」等3法令の改訂では、幼児期から高等学校教育を見通して、子どもの「生きる力」となる資質・能力をじっくりと育てていくことが明確にされました。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・認定こども園・幼稚園は幼児教育を担う施設としてさら

なる保育の質の向上が求められています。このことに加えて、様々な特性をもつ子どもに対応していくために、特別支援教育（※4）の充実、インクルーシブ教育（※5）の推進を図っていくことが必要です。そのため、幼児教育センターにおいては、幼児教育関係者への研修体制の充実を図っていくことが求められています。

- ・子育てに対して多様な考え方があったり、インターネット（SNS）等の情報が氾濫したりと、子どもを取り巻く環境が急激に変化しています。その中で、これまでの子育て支援の方法・内容を見直し、乳幼児の保護者だけでなく子育て関係者に対して、望ましい情報やニーズに応じた情報を提供するなど、地域全体で子育てを支えていく必要があります。
- ・幼児教育や子育て支援に関して、国や県などの動向を注視しながら本市の実情に応じた情報を様々な方法で周知していく必要があります。幼児教育センターでは、研究機関と共に本市の課題に沿った調査・研究を充実させていくことが求められています。

## （2）学力の向上について

子どもたちが、予測困難な変化の激しいこれからの社会を生き抜くためには、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力（「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」）を身につけさせる必要があります。

本市においても、心豊かな「佐世保っ子」を育むために『基礎・基本の定着と確かな学力の向上』『地域の特性を生かした特色のある学校づくりの推進』『豊かな心を育む教育の充実』を重点目標として、今後さらに推進を図ることとしています。

学力については、「全国学力・学習状況調査」（※6）の実施などにより子どもたちの実態を把握し、その結果について分析を行い、学習指導の改善に取り組んでいます。各学校においては、それぞれの結果をもとに授業改善や個別指導、また、家庭への啓発に取り組んでいます。

また、「第三次佐世保市子ども読書プラン」（※7）に基づき、子どもたちの読書活動を推進しています。

### 【第2期における主な取組事業】

#### （1）特色ある学校づくりの推進

- ①特色ある学校づくり対策事業
- ②国際理解・交流能力育成事業
- ③体験学習・環境教育充実事業

#### （2）教職員の資質向上と適切な学習指導

- ①基礎学力・学習意欲向上推進事業
- ②教職員資質向上事業
- ③教育センター事業
- ④障がい児教育推進事業



## 【主なできごと】

平成 26 年 4 月	黒島小中学校（併設校）開設 「理科学習支援事業」の開始
平成 28 年 3 月	神浦小学校廃校（宇久小へ統合） 野崎中学校廃校（愛宕中へ統合）
平成 29 年 3 月	庵浦小学校廃校（船越小へ統合） 俵浦小学校廃校（船越小へ統合）
平成 29 年 4 月	広田小学校・広田中学校に小中一貫教育導入 金比良小学校・光海中学校に小中一貫教育導入 小佐々小学校・楠栖小学校・小佐々中学校に小中一貫教育導入及び <u>コミュニティ・スクール</u> （※8）に指定
平成 30 年 4 月	義務教育学校導入（黒島小中学校及び浅子小中学校）

## 【課題】

- ・新学習指導要領の趣旨を実現するため、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力を重視する学力観に立った学習指導の工夫改善が求められています。本市の児童生徒の実態を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点をはじめとする指導法の改善、教職員の資質向上、及び家庭への啓発に取り組んでいく必要があります。
- ・よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、地域の魅力ある教育資源を生かした特色ある学校づくりを推進するとともに、児童生徒のふるさとへの愛着や誇りを育む「ふるさと教育」を一層推進していく必要があります。
- ・情報活用能力（情報モラル（※9）を含む）等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、ICT 環境（※10）整備とこれらを適切に活用した学習活動の充実を図る必要があります。
- ・特別支援学級や通級指導教室（※11）で学ぶ児童生徒、通常学級において特別な教育的な配慮を必要とする児童生徒が増加しています。将来の自立と社会参加を実現するため、児童生徒の多様な困り感への早期の気づきと個々の発達に応じた指導や支援の一層の充実を図るとともに、切れ目のない支援体制を構築することが課題です。
- ・グローバル化の急速な進展に伴い、国際社会において多様な人々と協働しながら主体的に行動できる資質・能力の育成が求められる中、児童生徒には外国語によるコミュニケーション能力の向上とともに多様な文化を理解し尊重する態度を育成する必要があります。

### （3）豊かな心を育む教育について

本市では、平成 16 年 6 月に、痛ましい事件が発生しました。この事件を風化させることなく、生命の重みを感じ取り、豊かな心を持った児童生徒の育成を継続して行うことが大切だと考えています。そのため、特に、毎年 6 月を「いのちを見つめる強調月間」として定め、様々な活動の充実と継続的な取組を実施しています。

しかしながら、子どもたちを取り巻く環境は、遊びの場や機会の減少、情報の氾濫、保護者の共働きの増加など、大きく変化しています。中でも、全国的にも問題となっているいじめや不登校の問題は、特に義務教育諸学校において重要な課題であり、これらに対応するために、子どもたちが楽しく学校に通学できるような様々な取組を行っています。

## 【第2期における主な取組事業】

### (1) 心の教育の推進

#### ①豊かな心をはぐくむ実践事業

### (2) 生徒指導の充実

#### ①生徒指導充実事業

#### ②教育相談活動事業

## 【主なできごと】

平成26年4月 いじめ防止対策推進委員会発足

平成28年4月 スクールソーシャルワーカー (※12) を1名増員し4名体制へ

## 【課題】

- ・子どもはもちろんのこと、教職員をはじめとする大人たちが、「いじめは絶対に許さない」という強い意識を持ち、子どもたちが安心して楽しく学べる学校づくりが大切です。自分に自信が持てず、将来や人間関係に不安を感じている子どもたちのために、他者、社会、自然・環境との関わりの中で、これらと共に生きる自分への自信を持たせる必要があります。
- ・子どもの生活習慣の多様化に伴い、多くの大人たちとの関わりの中で体得していくはずの社会生活上の基本的なマナーが、十分に身につけていない現状があります。コミュニケーション力の向上とともに、社会生活を営む人間として必要な規範意識を身につけさせ、どのように高めていくのが課題となります。
- ・不登校等の原因は、学校教育の問題だけでなく、社会の環境変化の問題でもあります。本市の不登校の出現率（不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数）は、小学校、中学校ともに増加傾向にあり、各学校の早期対応や学校適応指導教室 (※13) との連携、スクールカウンセラー (※14) やスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員 (※15) の効果的な活用など、さらなる対策が必要です。
- ・いじめや不登校等を単に児童生徒の心の問題とせず、教職員や保護者を支援していく体制整備が必要です。また、本市子ども未来部、長崎県の佐世保子ども・女性・障害者支援センターなどの関係機関との情報連携及び行動連携が重要となります。

## (4) 安全・安心な教育環境について

学校教育の多様化・高度化や教育環境の変化に伴い、必要となる機能を確保し、施設の質的向上を推進しています。また、学校施設は、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、危険部位等の改修を行いながら、老朽化対策のための校舎・屋内運動場等の計画的な更新を行っています。

その他にも、通学路を含めた安全・安心に学習できる環境整備、適正な学校規模及び学校図書、理科教材等のソフト面の充実等による質の高い学習環境の提供、学校における食育推進の柱としての学校給食の環境整備、児童生徒及び教職員を含めた健康の保持増進を図る環境維持、経済的な支援による安心して学習できる環境の提供に努めています。

### 【第2期における主な取組事業】

#### (1) 義務教育における教育環境の整備充実

- ①教育行政一般管理事業
- ②小・中学校管理運営事業
- ③小・中学校施設整備事業
- ④小・中学校施設維持改修事業
- ⑤中学校統合事業（旭中学校・花園中学校の統合後の祇園中学校建設事業(敷地整備等)）
- ⑥小学校児童助成・中学校生徒助成事業

#### (2) 学校給食の推進

- ①学校給食事業
- ②学校給食施設整備事業
- ③学校給食費未納対策事業

#### (3) 保健管理・安全教育の推進

- ①学校保健管理事業
- ②子どもの安全対策事業

### 【主なできごと】

平成25年8月	佐世保市学校給食センター開設
平成26年3月	愛宕中学校屋内運動場改築
平成27年3月	鹿町小学校屋内運動場改築
平成27年12月	江迎中学校校舎改築
平成28年3月	小佐々小学校屋内運動場改築
平成29年3月	広田小学校6年生教室棟新設
平成29年12月	黒島小中学校校舎・屋内運動場改築
令和2年3月	学校トイレ洋式化率50%へ改善
令和2年3月	学校空調設備設置（普通教室・図書室）

「佐世保市立学校施設耐震化推進計画」に基づき、耐震対策が必要と判断された建築物については耐震補強工事が完了しました。

### 【課題】

#### (施設管理)

- ・現在、学校施設の非構造部材（天井材、照明器具等）の耐震化を行っていますが、老朽化対策、防災機能の強化等についても計画的に行う必要があります。

#### (学校給食)

- ・学校給食を活用した食育の推進と調理施設等の衛生管理の徹底が求められていますが、老朽化した施設・設備が多く、学校給食衛生管理基準に対応するために、改善が必要となってきました。
- ・学校給食を「生きた教材」として活用し、食に関する実践的な指導の充実と、アレルギー対応の面においても「安全性最優先」確立に向け、アレルギー対応マニュアルに即した内容に対応できる調理設備の整備を進める必要があります。

- ・地産地消の推進のため、各関係機関との連携強化が必要となります。

(学校給食費未納対策)

- ・学校との連絡調整を密にして対応していますが、対応困難なケースについては児童手当から直接徴収する制度を活用せざるをえない状況です。
- ・以前から、学校給食会計を私会計(※16)で行うことは、透明性・公平性の観点から問題視する意見もある中で、国としても学校教職員の負担軽減等を目的として学校給食費の公会計(※17)化を推進していることも踏まえ、公会計の導入に向けた準備を進めます。

(学校保健管理)

- ・近年の傾向として、特別な配慮や医療機関との連携を必要とする子どもの増加が問題となっています。また、保健室利用者数の増加等により、各小・中学校及び義務教育学校における保健指導の専門職である養護教諭の果たす役割が今まで以上に大きくなっています。
- ・全児童生徒に対する定期的な健康診断を行っているところですが、欠席等で受診できない場合があります。また、健康診断実施後の個別指導などの保健指導を充実する必要があります。
- ・養護教諭未配置校または配置校で教育委員会が必要と認める学校には、市単独で養護教諭の免許をもつ者を派遣していますが、本来は県が配置すべきものと考えられますので、県に対する要望の継続が必要です。
- ・多様化する児童生徒及び保護者等との対応及び仕事への多忙感から生じるストレス軽減のため、教職員のメンタルヘルスの充実に努めていく必要があります。

(子どもの安全対策)

- ・児童生徒の事故が増加する中で、通学路の安全確保に関する取組としての『佐世保市通学路交通安全プログラム』により、学校、保護者、自治会、道路管理者、警察などが参加する合同点検を実施し、関係機関との連携をさらに深めていく必要があります。

## (5) 高等・専門教育について

高等・専門教育を受ける機会を逸することのないよう、奨学金制度の継続的な運営、私立学校への助成を行っています。

### 【第2期における主な取組事業】

(1) 高等・専門教育を受けるための環境の充実

- ①奨学金充実事業
- ②私立学校助成事業
- ③大学等支援事業

### 【課題】

- ・奨学貸付金回収率の維持・向上により、将来にわたり持続可能な奨学金制度の維持に努めています。

- ・ 経済状況の変化や、国・県による奨学金に関する新規制度開始等により、新規貸付者数が減少傾向にあり、さらに、国の高等教育無償化が施行されることもあることから、今後、制度の研究を進める必要があります。
- ・ 私立学校を経営する学校法人に対し、施設・設備の改善に対する助成を行っていますが、少子化の影響による生徒数の減少、それに伴う学校経営への影響が危惧されるため、効果的な支援の手法等の検討が課題となります。

## 2 青少年を育む環境における現状と課題

### (1) 青少年を育む教育コミュニティづくりについて

教育基本法第13条には「学校、家庭、地域社会等の相互の連携協力」が明文化されています。この観点から、学校・家庭・地域社会との連携による“社会全体で子どもたちを育む”教育コミュニティの実現に向け、学校区の子どもの育み全般を話し合う「学校支援会議」や「佐世保市放課後子どもプラン」(※18)に基づく様々な取組を行っています。

#### 【第2期における主な取組事業】

##### (1) 学校・家庭・地域・行政の連携促進

- ①学社融合(※19)推進事業
- ②家庭教育推進事業

#### 【主なできごと】

平成27年4月	ながさきファミリープログラムを実施
平成29年7月	小佐々中学校区に「地域学校協働本部」を設置
平成29年12月	光海中学校区に「地域未来塾」を開設
平成31年4月	メディア安全指導員派遣事業を実施

#### 【課題】

- ・子どもたちの社会体験・自然体験・生活体験の不足やコミュニケーションの不足が問題となっています。
- ・家庭や地域の教育力の低下に伴い、その補完的な役割を学校に求める傾向があることから、学校現場には様々な教育課題への対応が求められています。
- ・学校が「地域に開かれた学校」から「地域と共にある学校」へと新展開を図っている中で、中学校区は地域コミュニティの基礎のひとつとなりますが、地区自治協議会等の活動区域が異なっていたり、近年の少子化に伴い、希望する部活動がなかったりするなどの理由から、校区外への通学を行うケースも生じており、「地域ぐるみの子どもの育成」を推進する取組との整合を図る必要があります。
- ・近年の人間関係の希薄化により、子どもの養育に対する親の不安感、孤独感が大きくなっています。一方、パソコンやスマートフォンなどといった飛躍的に進化し続ける情報媒体が、これまでの見守りの目には触れにくい非行・犯罪や、いじめの温床になるなど、新たな問題となっており、その対応のためには、家庭の教育力の向上が必要となります。

## (2) 青少年を健全に育成する環境づくりについて

長崎県では、社会や子どもたちの変化をいち早くとらえ、平成13年から「ココロねっこ運動(※20)」に取り組んでいます。本市も運動に参加し、関係団体と連携して様々な取組を行っているほか、青少年育成を行う市内の団体に対する支援を行うことで、地域での青少年育成活動を促進しています。

また、補導委員による市内各地区の巡回補導や、白ポストを市内16カ所に設置し、投入された有害図書類を回収・廃棄を行っています。加えて長崎県からの権限委譲を受け、書店・インターネットカフェ・コンビニエンスストア・携帯電話販売店等への立入調査を随時実施し、青少年を健全に育成する環境づくりに努めています。

### 【第2期における主な取組事業】

- (1) 青少年育成団体等に対する支援を通じた活動促進
  - ① 青少年教育事業
- (2) 青少年の非行防止・環境浄化活動の促進
  - ① 青少年非行防止推進事業

### 【課題】

- ・ インターネット（SNS）やスマートフォンに代表される情報化の急速な進展や、子どもが被害者となる事件・事故の増加など、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。ネットパトロール、メディア安全指導、立入調査等の取組が行われていますが、インターネット上の有害情報の氾濫、店頭で販売されている有害図書類など、少年の身近にその健全育成を阻む要因が多数存在しているのが現状です。
- ・ 少年犯罪の内容は低年齢化・潜在化しています。
- ・ 児童生徒が事件・事故に巻き込まれないように、学校・家庭・警察・地域ボランティア・関係機関等と連携し見守り体制の強化が必要です。



### 3 生涯学習における現状と課題

#### (1) 学習機会の充実について

平成 18 年 12 月に改正された教育基本法の第 3 条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と明文化されました。また、この改正を踏まえ、社会教育法・図書館法・博物館法が改正され、社会教育法には、国及び地方公共団体の責務として「国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるもの」という新たな条文が加えられました。

本市教育委員会では、市民のニーズに応じた学習機会の充実のみならず、人々が充実した社会生活を送るために必要な学習機会の提供と、学んだ成果を生かしていく仕組みづくりを整えるため、平成 24 年 7 月に「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画（※21）」を策定し、本市が抱える課題を明らかにしたうえで、目指すべき生涯学習社会の姿を示しました。

また、前期計画で課題となっていた“徳育の推進”については、「徳育推進のための行動計画（※22）」を策定し、具体的な取組に着手しました。

#### 【第 2 期における主な取組事業】

##### (1) 主体的な生涯学習活動の推進

- ①生涯学習推進事業
- ②生涯学習支援事業
- ③社会教育行政一般管理事業

#### 【主なできごと】

- 平成 27 年 3 月 「読書大好き佐世保っ子プラン（第二次）」策定  
平成 27 年 4 月 市内の生涯学習情報（地区公民館主催講座、サークル等、その他イベント）を集約した「まな Viva! させぼ」開設  
平成 29 年 4 月 本市リーディングプロジェクト「英語が話せる街」を推進する「英語で交わるまち SASEBO プロジェクト」開始

#### 【課題】

- ・社会教育法第 3 条に言う「学びの成果を適切に生かすことのできる社会」実現のためには、学びの「機会」の提供と、その学びの「活用」の機会提供サイクル（知の循環型社会）を人々に認識してもらい、地域において発揮されるような仕掛けを、コミュニティ施策とともに強化していく必要があります。
- ・政府が設置した「人生 100 年時代構想会議」中間報告においては、「100 年という長い期間をより充実したものとするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、高等教育、さら



には社会人の学び直しに至るまで生涯にわたる学習が重要です。」とあり、前述の「知の循環型社会」と併せ生涯学習の重要度が高まっています。

## (2) 拠点施設による生涯学習の推進について

本市には生涯学習の拠点として、28の公立公民館（中央公民館及び27地区公民館）があります。

社会教育目的であれば無料で利用できる施設として長らく活用されてきましたが、平成28年4月から、「受益者負担の適正化指針」に基づき、全体的な使用料の見直しと合わせ、社会教育目的の利用者についても使用料を有料としました。

さらに、生涯学習施策を一元集約し、各公民館の資質向上を図るための研修等や公立公民館の改修・整備等のさらなる効率的な運用を図るため、平成30年4月1日に「公民館政策課」を廃止し、「社会教育課 公民館管理係」を新設するなど、公民館を取り巻く状況の変化に柔軟に対応できるよう体制整備を行いました。

一方で、活動の拠点となる公立公民館は大半が築30年以上と老朽化が顕著となっていることから、安全安心な活動の場の提供のため、「佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画」に基づきながら、計画的な整備改修を行うことが必要です。

### 【第2期における主な取組事業】

#### (1) 公立公民館の機能充実

- ①地区公民館管理運営事業
- ②地区公民館活性化事業

#### (2) 図書館の機能充実

- ①図書館運営事業

#### (3) 科学分野の学習機会の提供

- ①少年科学館事業

#### (4) 特性を生かした複合型施設の運用

- ①総合教育センター事業

### 【主なできごと】

平成26年2月 中央公民館（常盤北）供用開始  
平成27年2月 中央公民館グランドオープン  
平成29年4月 市立図書館における夜間開館の拡大と祝日開館を実施  
平成30年4月 「社会教育課 公民館管理係」を新設  
平成30年4月 世知原地区公民館移転オープン  
平成30年5月 相浦地区公民館移転オープン

「佐世保市市有建築物耐震化実施計画」に基づき、耐震対策が必要と判断された建築物については耐震補強工事（移転検討が行われている黒島地区を除く）が完了しました。

#### 【課題】

（公立公民館）

- ・耐震対策としては、今後は非構造部材の耐震化（対象2施設）が必要です。
- ・「地域コミュニティのあり方」についての協議の中で、その拠点である公立公民館の果たすべき役割がますます重要となっています。社会教育・生涯学習を实践する、従来の公民館機能を維持しつつ、地域住民が地域の特色を生かしたまちづくりに向け活動できる場となるように、公立公民館のコミュニティセンター化に向けた検討が必要です。

（社会教育課）

- ・「第三次佐世保市子ども読書プラン」に基づき、市立図書館、学校図書館、各地区公民館図書室との連携やボランティアの育成が重要となっています。

（少年科学館）

- ・理科学習支援事業で来館する4年生以外の小・中学校の利用や理科での活用が少ない状況が見られます。また、学年が上がるにつれて、科学教室や科学行事等への参加が少なくなる傾向が見られます。

（総合教育センター）

- ・総合教育センターは、「教育センター」「少年科学館」「清水地区公民館」という3つの教育機関からなり、各館独自の事業展開はもとより、複合施設の特性を生かして学社融合の取組を行っていますが、利用が増えることで、駐車場不足、また施設管理費の増加に伴う運営費不足により、効率的かつ質を考慮した事業展開が必要となっています。なお、総合教育センターの一部である「清水地区公民館」については、コミュニティセンター化に向け検討が進められており、施設管理への影響を注視していく必要があります。

### （3）徳育の推進について

平成22年3月に、徳育を推進するための具体的な手法を検討する機関として「佐世保市徳育推進会議」を設置しました。その結果、本市では、平成24年2月に「徳育推進のための行動計画」を策定し、さらに同年4月には「徳育推進のまちづくり宣言」を行いました。

#### 【第2期における主な取組事業】

（1）徳育推進体制の構築と情報発信による普及・啓発

- ① 徳育推進事業（推進体制整備）

（2）「一徳運動」の取組と市民運動としての展開

- ① 徳育推進事業（徳育運動定着促進）

【主なできごと】

- 平成 25 年 3 月 長崎県が「ココロねっこ BOOK」を作成
- 平成 25 年 4 月 「佐世保市民憲章」改定
- 平成 29 年 4 月 徳育推進カレンダーの全世帯配布開始
- 平成 30 年 4 月 小学校で道徳教科化
- 平成 31 年 4 月 中学校で道徳教科化

【課題】

- ・ 徳育に関する市民の理解を深めるため、市民の活動組織である「佐世保徳育推進会議」と連携し、継続的に取り組むことが必要です。
- ・ 一徳運動については、取り組んでいる団体における理解は深まり、裾野は広がりつつあるものの、取り組んでいる団体数が横ばいとなっている状況から、新たに、一徳運動に取り組む団体等へ働きかけていく必要があります。

一徳運動に取り組んでいる市内の団体数

	29 年度	30 年度	増減
団体数	306	306	0

## 4 スポーツにおける現状と課題

### (1) スポーツ機会の充実について

国において、「第2期スポーツ基本計画」が策定され、スポーツを「する」だけでなく「みる」「ささえる」ことで積極的にスポーツに参画し、スポーツを楽しみ、喜びを得ることで、それぞれの人生を生き生きとしたものにすることが期待されています。

そのような中、ジュニアから高齢者までの幅広い年代の多くの市民が「する」スポーツに関わっており、そのことで施設に対する要望が本市においても多様化しています。

また、「みる」「ささえる」スポーツへの市民の意識の高まりも感じられる状況となっています。

今後は、全ての市民がスポーツ（「する」「みる」「ささえる」）に関わり、スポーツに親しむことができる環境の充実を図ることができるよう、市民やスポーツ団体等のスポーツ活動の支援に努めていきます。

#### 【第2期における主な取組事業】

##### (1) 総合型地域スポーツクラブの普及・促進

###### ①総合型地域スポーツクラブ支援事業

##### (2) スポーツ大会の推進

###### ①スポーツ大会推進事業

##### (3) 地域におけるスポーツ活動の活性化

###### ①地域スポーツ活動活性化事業

###### ②スポーツ少年団事業

###### ③スポーツ行政一般管理事業

#### 【主なできごと】

令和元年8月 第57回全国スポーツ少年大会開催

#### 【課題】

- ・総合型地域スポーツクラブ等に誰もが楽しめるニュースポーツを加えることなどにより、各年齢層に応じた生涯スポーツの確立を目指す必要があります。

#### 総合型クラブ会員数

	平成25年度	平成30年度	増減
会員数	9団体 2,034人	9団体 2,098人	+64人

- ・地域スポーツ活性化のためには、スポーツ推進委員（※23）の役割が重要であり、スポーツ推進委員は常に市民のニーズに応じた新しい情報を取り入れるとともに、資質の向上に努め、市民の認知度を向上させる必要があります。

### スポーツ推進委員数

	平成 25 年度	平成 30 年度	増減
委員数	43 人	42 人	△1 人

- ・スポーツ活動のサポートが十分に対応できていません。
- ・市民がスポーツに触れる機会を充実させるため、スポーツ団体、スポーツ大会及びスポーツボランティア等の情報について、積極的な発信を行います。

## (2) 学校体育の推進について

学習指導要領では、小学校・中学校・高等学校に在学している期間を豊かな生涯スポーツを実現するための基礎として位置づけ、高等学校卒業後、少なくとも一つの運動やスポーツを継続させることを目的としています。

このような学習指導要領の改正の趣旨を踏まえ、小・中学校における体育の推進を行うとともに、教職員の資質向上に努めています。

### 【第 2 期における主な取組事業】

(1) 小・中学校体育大会の開催、課外体育活動の活性化及び外部指導者の活用

- ①小学校体育推進事業
- ②中学校体育推進事業

(2) 教職員の体育指導・技術の向上

- ①学校体育実技指導研修事業

### 【主なできごと】

平成 31 年 4 月 佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の方針策定

### 【課題】

- ・体を動かす楽しさや心地よさを味わうとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性があります。
- ・平成 20 年度から「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(※24)が開始されました。その結果をどのように活用するのか、また、体力等の向上に必要な方策について研究する必要があります。
- ・児童生徒が生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を培うことができるように、教職員の資質・能力及び指導力の向上を図る必要があります。

### (3) 競技スポーツの振興について

(公財)佐世保市体育協会を通じて各競技団体への活動支援を行い、ジュニア層の競技力向上事業やスポーツ大会、スポーツ教室等を開催することにより、スポーツ団体の競技力向上を図っています。

#### 【第2期における主な取組事業】

##### (1) 団体・個人の競技力の向上

- ①ジュニアスポーツ推進事業
- ②体育スポーツ振興補助事業
- ③体育協会運営補助事業
- ④全国高校総体推進事業
- ⑤長崎国体推進事業

#### 【主なできごと】

- 平成25年8月 全国高等学校総合体育大会(空手道競技)開催  
平成26年10月 第69回国民体育大会(長崎がんばらんば国体)開催  
(正式競技8競技・デモンストレーション2競技)  
平成26年11月 第14回全国障害者スポーツ大会(長崎がんばらんば大会)開催  
(正式競技2競技)

#### 【課題】

- ・少子高齢化の影響により、各競技団体への加入者数を増とすることは難しい状況です。

#### 佐世保市体育協会 競技団体登録者数

	平成25年度	平成30年度	増減
登録者数	33団体 17,826人	34団体 16,522人	△1,304人

### (4) スポーツ施設の充実について

スポーツ施設の運営は、指定管理者制度や直営方式等により、施設の形態や地域の事情に応じ効率的な管理運営に努めています。スポーツ施設の整備は、施設の老朽化に伴う不具合や社会的要求水準の変化に対応するため、限られた財源の中で改修工事等を行っています。

また、全庁的な施設再編の動きと連携し、スポーツ施設の適正な配置について整理を行っています。

#### 【第2期における主な取組事業】

##### (1) スポーツ施設の計画的な整備

- ①体育施設整備事業
- ②体育施設建設事業

(2) スポーツ施設の利用促進

- ①体育施設運営事業

【主なできごと】

平成 26 年 4 月 東部スポーツ広場体育館供用開始

「佐世保市市有建築物耐震化実施計画」に基づき、耐震対策が必要と判断された建築物については耐震補強工事が完了しました。

【課題】

- ・偏在したスポーツ施設の適正な配置について、研究・検討する必要があります。
- ・受益者負担により、一定の負担を利用者に求める指針が定められましたが、抜本的な財源解消はできておらず、限られた財源の中で、施設の老朽化に伴う不具合や社会的要求水準の変化（施設の機能向上）に対応するための改修工事等について、すべてに対処することが出来ず累積した状況となっていることから、これらを解消する手段が必要です。

## 5 人権における現状と課題

### (1) 人権に関する啓発・教育の推進について

我が国の憲法では、基本的人権の尊重が定められています。また、平成 28 年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。

本市では、平成 22 年度に策定した「佐世保市人権教育・啓発基本計画」を、平成 27 年度に改訂し、市行政内の関係部局や人権擁護委員協議会、人権施策審議会、人権啓発推進協議会並びに民生委員児童委員協議会との連携を密にしながら、人権啓発・推進を行っています。

#### 【第 2 期における主な取組事業】

##### (1) 人権啓発・教育の推進

- ①人権啓発推進事業
- ②人権講座事業

##### (2) 人権擁護に対する協力・連携

- ①人権擁護関係事業

#### 【主なできごと】

平成 27 年 3 月 「佐世保市人権教育・啓発基本計画（改訂版）」を策定

平成 28 年 12 月 「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行され、同法の理念のもと、同和に関する各種事業を推進

#### 【課題】

- ・依然として、女性や子ども、高齢者、障がいのある人への差別、同和問題など人権問題が存在しています。
- ・また、国際化や情報化の進展に伴い、外国人や LGBT など性に対する偏見、犯罪被害者に関する問題、インターネットによる人権侵害なども発生しています。
- ・地域に根差した地区公民館の主催講座で人権に関するものを盛り込むなど、行政側からの仕掛けが必要となっています。

### (2) 学校における人権教育の推進について

本市では、人権尊重の社会を目指し、全ての小・中学校及び義務教育学校において、学校教育目標に人権尊重の趣旨を盛り込んでいます。各学校では、教育活動全体を通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題について正しく理解し、これらの解決に向けての具体的な実践ができる力を育成することを目指して人権教育を進めています。



**【第2期における主な取組事業】**

**(1) 人権・同和教育の推進**

**①人権教育推進事業**

**【課題】**

- ・ 学校での問題行動が多種多様化しており、一度の啓発で効果が出るというものではないため、継続した取組が必要となります。
- ・ 家庭教育力の低下や地域教育力の低下に伴う不登校、非行の増加は未だ深刻な状況です。
- ・ インターネット（SNS）上のいじめや誹謗中傷などの人権侵害も発生しています。
- ・ 各学校においては、子どもたちの発達段階を踏まえ、身近な問題を取り上げて真剣に考え解決を図っていくなど、地域や各学校の実態に応じた人権教育の一層の充実を図り、教職員はもちろんのこと、子どもたち自らの実践的態度を育成する必要があります。

## 6 文化財における現状と課題

### (1) 歴史文化の保存・活用・継承について

有形・無形の文化財や民俗文化財、記念物、埋蔵文化財(※25)に加え、近年、文化的景観や近代化遺産(※26)など、文化財として取り扱われる範囲が広がってきており、保護対象となる文化財が増加しています。また、世界遺産や日本遺産のように、文化財の保存・活用がまちづくりや観光振興の一環として推進されている状況もあります。

そのような中、文化財行政に係る組織体制の編成を図り、地域資源である文化財の調査（価値の顕在化）・保護（指定）を推進するとともに、市民が郷土愛を育み、郷土への関心と誇りを持てるように、重要な地域資源の洞窟遺跡や近代化遺産に代表されるような文化財の継続的な整備と公開活用に努めています。

#### 【第2期における主な取組事業】

##### (1) 文化財の調査・保護・活用及び伝統文化の保護と育成

- ①文化財の調査・保護・活用事業
- ②福井洞窟整備・発掘事業
- ③世界遺産登録推進事業
- ④針尾送信所保存整備事業

##### (2) 文化財の情報発信

- ①文化財展示施設等管理運営事業

#### 【主なできごと】

- 平成 28 年 4 月 鎮守府・佐世保と日本磁器のふるさと肥前・三川内焼のストーリーが日本遺産に認定
- 平成 30 年 4 月 「文化財課」を設置
- 平成 30 年度 福井洞窟現地の史跡整備が完了
- 平成 30 年 7 月 「黒島の集落」が世界文化遺産に登録
- 平成 31 年 2 月 国重要文化財「黒島天主堂」の耐震化工事開始

#### 【課題】

- ・急激な少子高齢化・過疎化などの社会環境の変化により、地域の貴重な文化財が失われつつあります。このような中で、地域の文化財を適切に次世代に継承するため、平成 31 年 4 月に施行された文化財保護法の改正などを踏まえ、これからの時代にあった地域における文化財の保存・活用に関するマスタープランの策定について取り組む必要があります。
- ・保護対象となる文化財が著しく増加しており、出土遺物等は市内各所の空きスペースに分散して収蔵している状況があります。また、旧町などに所在する文化財展示施設の老朽化と固定化した展示により、来館者が年々減少する傾向にあり、施設再編や展示の見直しが必要となっています。このようなことから、これまでに検討された博物館構想や埋蔵文化財センタ

ーなどの施設について継続して研究を行うなど、収蔵・展示機能のあり方について検討が必要です。

- ・郷土の文化財への愛着や保護意識の高揚を図るため、地域の特色のある文化財について、継続的に調査研究を行い、その成果を分かりやすく周知啓発することが必要です。また、これら文化財は、まちづくりや観光振興の資源としての活用も期待されており、効果的な活用について検討しながら、政府が推進するインバウンドや多文化共生も踏まえた文化財解説の多言語化を推進し、国内外に積極的に情報発信することが必要です。

特に世界遺産「黒島の集落」や日本遺産「鎮守府・佐世保」「日本磁器のふるさと肥前・三川内焼」について、関係者や関係機関と連携しながら、適切な保存・管理に努めるとともに、機会をとらえてその価値などを広く情報発信し、保護意識の醸成や地域活性化につなげていく必要があります。

## 7 教育を取り巻く全般的な課題

本市教育委員会としては、教育全体を取り巻く現状について、以下のように考えています。

### 生活・社会環境の変化

- ・ 人口減少の進展
- ・ 高齢化の進展
- ・ 技術革新(IoT(※27)、ビッグデータ(※28)、AI等)の進展
- ・ グローバル化の進展
- ・ 地域間格差
- ・ 子どもの貧困
- ・ 地域コミュニティの弱体化

### 【従来から抱えている全般的な課題】

- 子どもの学力、体力の向上
- コミュニケーション能力の向上
- いじめ問題など規範意識の向上
- 家庭や地域の教育力の向上

### 【近年顕著となっている課題】

- 急激な国際化・社会情勢の大幅な変化が進む中において
- 新しい時代に対応できる資質や能力が必要であること。
  - 既存の価値観に捉われずに問題解決ができる人材が必要であること。
  - 支え合いや他者を思いやる意識が必要であること。

教育を取り巻く課題が生じる原因は、その背景にある社会全体の問題から発生しているものではないかと考えます。また、明確に原因を特定することが難しいことが多くあります。そのため、ある一つだけの施策を行うことが特効薬になるというものではありません。

教育政策として、その解決の糸口を見つけ出し、幼児教育から小・中学校教育、さらには社会人の学び直しに至るまでの生涯にわたる学習の充実を図るためには、下記のことを踏まえ、多角的・横断的な視点から、積極的に対応していくことが必要だと考えています。

- 1 社会総がかりで子どもたちを育む環境の構築に向け、生涯学習、生涯スポーツ、徳育の推進など、学校・家庭・地域社会が連携・協力して取り組むよう努めること。
- 2 郷土を愛する心、郷土に対する誇りを持ち、地域の歴史や日本伝統文化に関する学びを深めるため、学校と地域社会は、連携をして対応すること。
- 3 国際化が進展する中で、日本人としての誇りを持ち、国際社会に貢献できる市民の育成を目指すこと。
- 4 学校と関係機関は、豊かな心を育むために、すべての子どもに寄り添い、さらに、さまざまな課題を抱えた子どもに専門的な支援を行うこと。
- 5 学校をはじめとした教育施設の整備にあたっては、施設に求められる機能の維持向上とともに、防災や安全対策等、多様化するニーズへの対応についても配慮すること。

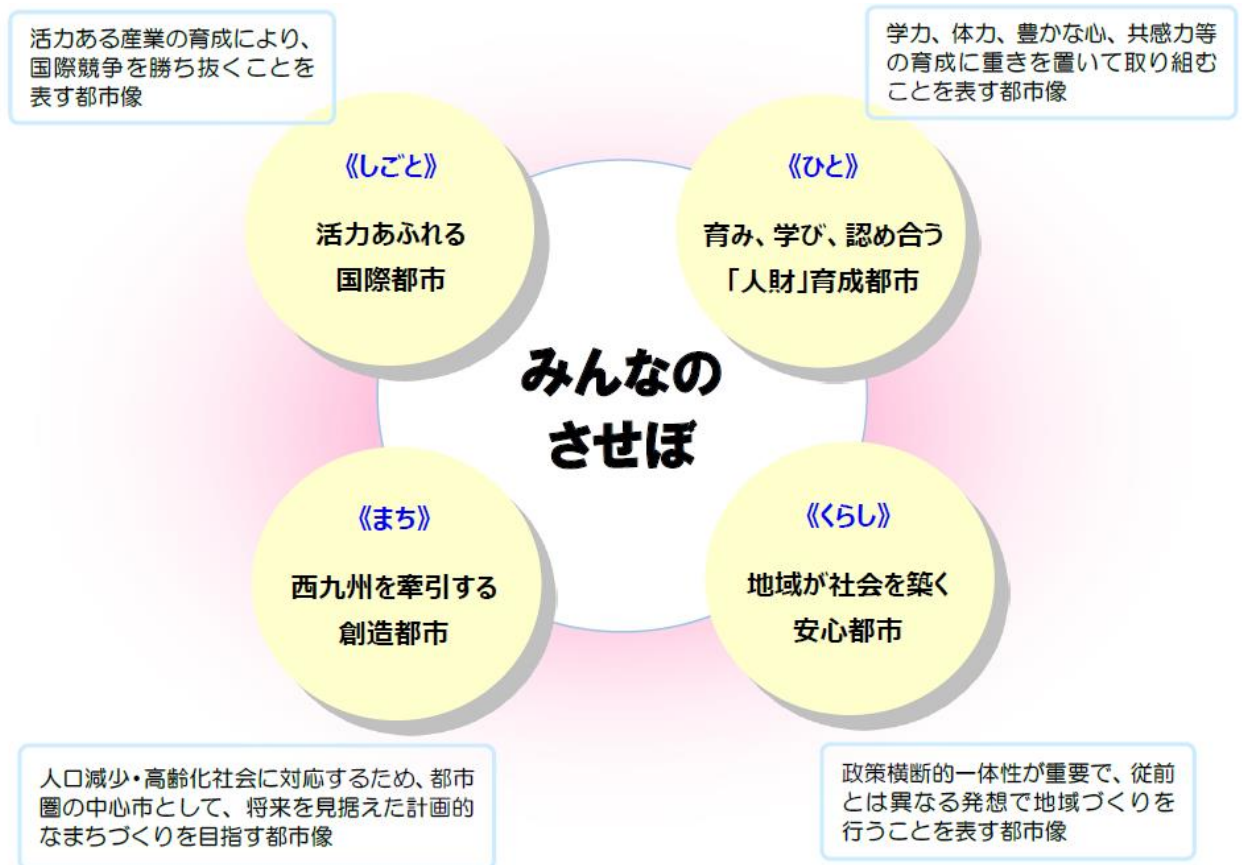
## 第2章 佐世保市の教育施策

### 1 佐世保市総合計画におけるまちづくりの基本理念及び目標

第7次総合計画においては、市民全体で佐世保の価値を高め、シビックプライドをもって、市内外にこれを強く発信し、人口減少社会においても持続可能で幸福な社会の実現を目指します。

その心構えとして、次の4つの基本理念が示されています。

- 変革、発展を推し進め、活力あふれるまちづくりに「挑戦」します。
  - 常に高いクオリティと新たな価値を求め、夢と希望に輝くまちを「創造」します。
  - 様々な文化、価値観を互いに尊重し合う「多様性」のあるまちをつくります。
  - 郷土愛、共感を育み、ともに暮らし支え合う「共生」の精神を持つまちづくりを行います。
- また、本市が目指すべき都市像について、以下のように示されています。



その上で、第7次総合計画における教育政策の目指すべき方向性については、「ひと」の分野において、以下の4点を挙げています。

○学力及び体力の向上

客観的データの活用・分析をもとに指導改善と学習環境の整備に努めます。

○豊かな心を育む

学校・家庭・地域社会が一体となって協力し合い、生命尊重、思いやり、正義感や公正さ、感動する心等、豊かな人間性と社会性に育むための教育を行います。

○新たな教育のニーズ

グローバル社会に対応するため、地域特性を生かした英語教育、また ICT への早期順応等を図り、必要なアイデンティティの確立を目指すとともに、郷土愛を醸成する取組を推進します。

○生涯学習・生涯スポーツ環境の充実

生涯学習及び生涯スポーツの情報・機会・場が提供され、市民自らが学び、スポーツを続けられる環境の充実に努めます。

さらに、第7次総合計画の基本計画においては、「第2章 ひと」「都市像2 育み、学び、認め合う『人財』育成都市」の中の教育政策として位置づけ、以下の3施策を掲げています。

(教育政策における各施策)

施策1：学校教育の充実

施策2：豊かな心を育むまちづくり

施策3：生涯学習・生涯スポーツの充実

なお、第7次総合計画における子ども未来政策のうち、「施策3 幼児教育・保育の充実」が本計画に関連する施策となります。

(子ども未来政策における施策)

施策3：幼児教育・保育の充実

また、それぞれの施策には、施策の目的といえる客観的な状態の変化をあらわす指標として、KPI（重要業績評価指標）を設定し、目標年度である令和5年度までに、指標が向上するよう事務事業に取り組むこととしています。

(教育政策の各施策における KPI)

施策1：①全国学力調査結果

②全国学習状況調査 児童生徒質問紙結果

③全国体力・運動能力調査結果

施策2：①放課後子ども教室等に携わった大人の人数

②健全育成事業への参加者数

施策3：①生涯学習事業への参加者数

②生涯学習拠点施設の利用者数

③拠点スポーツ施設の利用者数

(子ども未来政策の施策における KPI)

施策3：①幼児教育・保育の量の確保率

## 2 教育政策にかかる基本方針について

本市教育委員会では、「佐世保市教育方針」を定めていますが、この方針は、平成 15 年 2 月「佐世保市の教育を考える市民会議」からの提言書を受けて、平成 15 年度に改訂を行ったものです。提言書では、「教育都市佐世保のグランドデザイン」として、学校、家庭、地域社会それぞれの目標を掲げられましたが、それらの内容を踏まえたものとなっております。

平成 27 年 9 月の佐世保市教育大綱策定の際、さらには、本計画の策定にあたって、「佐世保市教育方針」を改訂すべきかどうかを検討しましたが、その内容は普遍的なものであり、継続することとしました。

### 佐世保市教育方針

新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

## 3 佐世保市教育方針が示す理念

佐世保市教育方針が示す理念については、次のような捉え方ができます。

### “新しい時代を生き抜くためのたくましさをはぐくむ”

持続可能な社会が創られ、先端技術を活用する超スマート社会が実現する新たな時代を迎えようとしている一方で、地球規模の環境問題、エネルギー対策、民族や宗教の違いによる摩擦等々、現代社会における様々な課題にも直面しています。このような時代を生き抜くためのたくましさ、つまり、国際市民としての生き方の中で、二極化する経済状況などを克服し、忍耐強く理想の実現に向けて努力していくことができるような「たくましい心身」をはぐくむ教育が求められています。

### “豊かな心をはぐくむ”

本市では、平成 16 年の小学校女児殺害事件という痛ましい事件での教訓が、「人の教育」の原点、佐世保の教育の原点とならなければなりません。

このことは、特に、6 月 1 日を「いのちを見つめる日」、6 月を「いのちを見つめる強調月間」

と定め、小・中学校と保護者、地域が一体となった「心の教育」が進められていることから明らかです。

また、6月29日の佐世保空襲の日や8月6日・9日の原爆の日、12月の人権週間などの機会をとらえ、国際平和を願う心を育てています。

一方、全国的な問題となっているいじめや不登校については、本市においてもその解消に向けて、強い姿勢をもって臨まなければならない重要な課題となっています。

こういった視点と取組により、「豊かな心」を育む教育につなげています。

**“郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する”**

美しい自然に恵まれた「郷土佐世保」で育ったことを自覚し、郷土を愛し、自分を育ててくれた父母や祖父母、地域の人々に、感謝と尊敬の念を抱き、四季に恵まれた豊かな自然と伝統ある我が国の文化を愛し、日本人としての誇りをもって、国際社会に貢献できる市民を育成します。

これは、教育基本法が掲げる目標にも通じるものです。

これらを受け、“**そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。**”と結んでいます。

佐世保市教育方針が目指している人づくりの土台となるのはもちろん「学力」ですが、社会に出て必要とする最低限の基礎学力と、たくましく生き抜く力をつけるという大きな視点が、日々の教育に必要です。

胎児の時から始まる子育てや就学前教育及び義務教育の充実と、教育環境の整備が一貫して進められることで、理想の市民としての基本的な資質や能力を育むことができるのであり、それが教育の目指すところです。

教育は、理想の市民を育むための基礎づくりの場であり、そのためにも生涯学習の充実が、一層重要な課題となります。市民が、与えられた権利を行使するだけでなく、市民としての義務をきちんと果たすことで、秩序正しく明るい社会生活を営む「まちづくり」ができます。

全ての市民が佐世保市民としての自覚をもち、日々学ぶ楽しさを味わいながら心豊かに生きていく「まちづくり」を進めていく姿の中に、佐世保の教育の理想があります。

特に、教育に携わる者、行政を執り行う者は、この「佐世保市教育方針」に示されたことばの重みを的確に受け止め、その理念に基づいた「佐世保の教育」を推進していかねばなりません。



#### 4 佐世保市教育方針が求める具体的対応

##### 努 力 目 標

- 確かな学力と豊かな心を育成する特色のある学校づくりの推進
- 望ましい教育環境の整備・充実
- 郷土愛をはぐくむ自然愛護と環境教育の推進
- 心豊かな社会をつくる生涯学習の推進
- 明るい社会をつくる人権教育の推進
- 伝統・文化の継承及び発展と国際理解の推進
- 健康で活力にみちた生涯スポーツ活動の推進

この「努力目標」7項目は、第7次総合計画の中で、教育政策として掲げている基本目標とも合致するものです。

### 第3章 佐世保市が取り組む施策

(教育政策)

施策名	KPI	事務事業	ページ
学校教育の 充実	全国学力調査結果	学校再編推進事業	39
		特色ある学校づくり対策事業	39
		教職員資質向上事業	40
		基礎学力・学習意欲向上推進事業	40
		国際理解・交流能力育成事業	40
		障がい児教育推進事業	41
		教育センター事業	41
		小学校施設整備事業	42
		中学校施設整備事業	42
	全国学習状況調査 児童生徒質問紙結果	生徒指導充実事業	43
		人権教育推進事業	44
		豊かな心をはぐくむ実践事業	44
		体験学習・環境教育充実事業	44
		教育相談活動事業	45
	全国体力・運動能力 調査結果	小学校体育推進事業	46
中学校体育推進事業		46	
学校体育実技指導研修事業		47	
豊かな心を 育む まちづくり	放課後子ども教室等に 携わった大人の人数	学社融合推進事業	49
		家庭教育推進事業	49
	健全育成事業への 参加者数	青少年教育事業	50
		徳育推進事業	51
		青少年非行防止推進事業	51

施策名	KPI	事務事業	ページ
生涯学習・ 生涯スポーツ の充実	生涯学習事業への 参加者数	文化財の調査・保護・活用事業	54
		世界遺産保存整備事業	55
		福井洞窟整備・発掘事業	56
		針尾送信所保存整備事業	56
		英語シャワー事業	57
		生涯学習推進事業	58
		生涯学習支援事業	58
		文化財展示施設等管理運営事業	59
	生涯学習拠点施設の 利用者数	総合教育センター事業	60
		少年科学館事業	61
		地区公民館管理運営事業	61
		地区公民館活性化事業	62
		図書館運営事業	62
	拠点スポーツ施設(※29)の 利用者数	地域スポーツ活動活性化事業	64
		ジュニアスポーツ推進事業	64
		総合型地域スポーツクラブ支援事業	65
		体育スポーツ振興補助事業	65
		スポーツ大会推進事業	66
		スポーツ少年団事業	66
		体育協会運営補助事業	66
		東京2020オリンピック等関係事業	67
		体育施設運営事業	67
		体育施設整備事業	68

施策名	KPI	事務事業	ページ
施策を支える 包括的な 事務事業		教育行政一般管理事業	69
		私立学校助成事業	69
		奨学金充実事業	69
		幼児ことばの教室運営事業	70
		小学校管理運営事業	70
		中学校管理運営事業	70
		小学校施設維持改修事業	70
		中学校施設維持改修事業	70
		小学校児童助成事業	71
		中学校生徒助成事業	71
		社会教育行政一般管理事業	71
		人権講座事業	71
		成人式典事業	72
		地区公民館等建設事業	72
		吉井地区複合施設整備事業	72
		スポーツ行政一般管理事業	73
		子どもの安全対策事業	73
		学校保健管理事業	73
		学校給食事業	74
学校給食費未納対策事業	74		
「人づくり」にかかる人件費	74		

(子ども未来政策)

施策名	KPI	事務事業	ページ
幼児教育・ 保育の充実	幼児教育・保育の量の 確保率	公立幼稚園管理運営事業	76
		幼児教育センター管理運営事業	77

本計画は、第7次総合計画の教育分野の活動計画と位置付けられており、目指すべき方向性は一致するものとなっています。

そして、第7次総合計画の教育分野において、目指すべき社会状態に変化させるための方針として、掲げている政策の内容は以下のとおりであり、さらに当該内容が本計画の教育政策となります。

戦後74年が経過した現在、これまで本市教育行政にかかわった関係者の尽力、実績の積み重ねにより、今日があることを再認識し、普遍的な事項については次代へ継承すること、併せて、本市教育振興基本計画（第1期）及び（第2期）計画の振り返りをしっかり行い、本計画につなげていくことが必要と考えています。

# 《佐世保市教育振興基本計画(第3期)》

## (教育政策)

### 望まれる姿

学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができるまち

### 部局の使命

学校教育や生涯学習環境の場において、子どもたちを含む市民が生涯を通じて自らが学び、文化、スポーツ等に親しむことができる環境の充実を図ることにより、生きがいに満ちた暮らしを実現します。

### 政策の指標

社会指標	現状値 (平成 30 年度)	目指す方向
市民 1 人あたりの生涯学習に関わった回数	8.8 回／人	↑

#### [指標の説明]

市民 1 人あたりの生涯学習事業への参加、生涯学習拠点及び拠点スポーツ施設の利用者数

#### [指標の数式]

生涯学習事業への参加、生涯学習拠点及び拠点スポーツ施設の利用者数／佐世保市人口

#### [目指す方向の凡例]

- ↑ : 現状値から増加させることを目指す。
- : 現状値を維持することを目指す。
- ↓ : 現状値から下がる・削減することを目指す。

教育政策として記載した内容を実現し、目指すべき社会状態に変化させるために行う行政活動として、3つの施策を掲げ、それぞれに目的・目標を設定することとしています。

#### 【施策 1】学校教育の充実

#### 【施策 2】豊かな心を育むまちづくり

#### 【施策 3】生涯学習・生涯スポーツの充実

そして、施策の実現のために、それぞれの事務事業を実施いたします。

また、第 7 次総合計画と連動し、本計画の主要な取組として位置づけられるプロジェクトとして、「英語で交わるまち SASEBO」があります。

## 《第3期における主要な取組》

プロジェクト名	英語で交わるまち SASEBO	担当課	学校教育課・教育センター・社会教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際色豊かな本市の特長を生かして、グローバル人材育成に取り組めます。</li> <li>・学校教育では、児童生徒の異文化理解や英語教育及び学習環境の充実を図り、国際性や英語の実践的な運用能力の向上に向けた形成を図ります。</li> <li>さらに、小学校における英語教育の教科化や中学校の授業改善に向けて、地域人材を活用した英語指導力向上に係る研修等の充実を図ります。</li> <li>・社会教育では、官民協働の手法を用い、市内に点在する外国文化や関連機関、人材等を活用した英語が身につく環境づくりを進めます。</li> </ul>		
関連する事務事業	○国際理解・交流能力育成事業 ○教育センター事業 ○英語シャワー事業		
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育においては、English Camp 等をとおして児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を検証し、必要な資質能力を育む授業改善及び本市児童生徒の実態に応じた英語プログラムの展開が必要です。</li> <li>さらには、新学習指導要領の全面実施に伴い、より実効性を高めるために、これまで継続して取り組んできた研修と、今後取り組む研修の実践例等を蓄積し、広める必要があります。</li> <li>・社会教育においては、日常的に英語に触れ実践できる環境づくりが必要です。</li> </ul>		
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐世保市教育方針のうち、「郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民の育成」の実現に向け、本市が持つ多様な教育・学習資源を活用しながら、グローバル化が進む現代の中で、たくましく生き抜くことができる人材の育成を目指します。学校教育においては、English Camp 後のフィードバックをもとに、教職員の授業改善につなげ、児童生徒の課題に合わせた佐世保ならではの体験プログラムの設定を目指します。</li> <li>・研修の実践例等を教職員のためのデータベースとして蓄積し、活用しやすい形で浸透を図ります。</li> <li>・社会教育では、官民協働の取組への参画者及び事業の一層の拡大に努め、市民が気軽に英語や外国文化に触れ学ぶことができる環境づくりを進めます。</li> <li>特に、日常的に英語を身近に実践し、交流できる環境の構築に取り組めます。</li> </ul>		



Sasebo Expo（書道ブース）の様子

## 【施策1】学校教育の充実

(施策の目的)

児童生徒が、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を身につけ、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生き抜くことができるよう、学校・家庭・地域社会が一体となった教育の充実を図ることを目的としています。

(問題点の整理)

これからの時代を生きる力、次代を切り開く力の育成に向けた教育の質の向上、また、教育と地域を含めた社会との連携強化による個人と社会の不断の成長が課題です。

(問題解決の方向性)

よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を共有し、学校・家庭・地域社会が一体となった教育の充実を推進します。



外国語科の授業風景



## 1 施策の目標①

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
全国学力調査結果	95.0%	100.0%

## 2 今後の方向性・事業展開

各学校の創意工夫や地域特性を生かした学校経営ビジョンに基づく、特色ある学校づくりを推進するとともに、客観的データに基づいた授業改善に努め、児童生徒の学力及び体力の向上を図ります。また、諸研修の充実を図り、教職員の資質を向上させることにより、児童生徒の学力の向上及び生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成につなげます。

新学習指導要領に基づいた教育実践を徹底するとともに、社会の現状や2030年以降の変化（技術革新、グローバル化の進展、雇用環境の変化等）に対応した教育及びICT利活用のための基盤の整備等に努めることにより、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生き抜く力を育みます。

## 3 構成する事務事業

No.	事務事業名	担当課
1	学校再編推進事業	新しい学校推進室
2	特色ある学校づくり対策事業	学校教育課
3	教職員資質向上事業	学校教育課
4	基礎学力・学習意欲向上推進事業	学校教育課 少年科学館
5	国際理解・交流能力育成事業	学校教育課
6	障がい児教育推進事業	学校教育課
7	教育センター事業	総合教育センター課 教育センター
8	小学校施設整備事業	総務課
9	中学校施設整備事業	総務課

No.1：学校再編推進事業

<b>事業内容</b>	少子化による学校の小規模化や施設の老朽化対策、学校と地域の連携など、学校において輻輳する課題を総合的、包括的に検討し、学校毎の学校再編個別計画案を作成したうえで、学校・保護者・地域の方々などと協議を行い、通学区域の見直しや学校の統廃合への合意形成を図っていきます。
<b>事業目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒数を一定規模の集団とすることで、多様な考えに触れながら、必要な学力や社会性を身につけられる望ましい学校規模を目指します。</li> <li>・老朽化した全ての学校を建替えていくことは難しいことから、学校再編により、一定の学校数に減らし、改修サイクルの確立を可能とすることで、児童生徒の安全確保を図ります。</li> <li>・通学区域の見直しなど、学校再編を検討するタイミングで通学区域と地区自治協議会の活動を整理することで、学校と地域のよりよい連携を目指します。</li> </ul>
<b>事業遂行上の課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化による小規模校増加に伴い、児童生徒が切磋琢磨しながら学習能力や社会性を高めることができる教育環境づくりが求められています。</li> <li>・校舎の老朽化が進み、危険箇所があるため、児童生徒の安全確保を図ることが求められています。</li> <li>・学校と地域のよりよい連携のため、学校の通学区域と地域活動の区域のずれを見直すことが求められています。</li> </ul> <p>以上の3点が通学区域の見直しや学校の統廃合について早急に検討すべき課題です。</p>
<b>今後の対応方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学区域審議会の答申に基づく市の基本方針を策定します。</li> <li>・学校、地域、保護者などと協議を行い、各学校の再編及び通学区域を見直します。</li> </ul>
<b>関連する各種プラン等</b>	学校個別施設計画、佐世保市公共施設適正配置・保全実施計画等
<b>施策の KPI との関連性</b>	小規模校を解消し、一定規模以上の集団を確保することで、児童生徒が学習能力や社会性を高めるための教育環境を確保します。

No.2：特色ある学校づくり対策事業

<b>事業内容</b>	各市立小・中及び義務教育学校により構成される各推進委員会と委託契約を結び、各会の特色ある教育活動実践を支援するとともに、活動の把握、指導・支援を行います。
<b>事業目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長のリーダーシップとマネジメントサイクルに基づく学校教育の活性化を推進します。</li> <li>・豊かな心を培うとともに、確かな学力の向上を図ります。</li> <li>・保護者や地域と連携した生き生きとした活力のある教育活動の実践を図ります。</li> </ul>
<b>事業遂行上の課題</b>	令和2年度からの新学習指導要領の全面实施にあたり、新しい教育課題に取り組む学校づくりが求められます。

今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校訪問における実施状況の確認、及び指導を行います。</li> <li>・特色ある学校づくりの広報や実施状況調査を活用して内容改善を図ります。</li> <li>・総合教育会議や教育委員会からの意見を踏まえながら事業内容を検討し、改善を図ります。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	各学校の創意工夫を生かした校長の学校経営方針に基づく特色ある学校づくりを推進することにより、KPI 達成に貢献します。

#### No.3：教職員資質向上事業

事業内容	各研究団体との研究委託契約を締結し、様々な教育活動を推進させるとともに、学校視察及び指導助言を行います。
事業目的	児童生徒が確かな学力と豊かな心を培うことができるよう、教職員の資質向上を図ります。
事業遂行上の課題	令和2年度からの全面実施にあたり、新しい教育課題に取り組む教職員の資質向上が求められます。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領の理解促進に関する研修の充実を図ります。</li> <li>・研修内容の適正化を進めます。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	教職員の研究・修養の充実に努め、資質の向上を図ることにより、KPI 達成に貢献します。

#### No.4：基礎学力・学習意欲向上推進事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小・中及び義務教育学校へ少人数指導支援非常勤講師や学校司書（※30）を配置し、児童生徒の学習意欲を高め、学力の向上を図ります。</li> <li>・少年科学館を利用した天文学習・理科実験等の理科学習を行います。</li> </ul>
事業目的	児童生徒の実態把握、一人一人に応じたきめ細かな指導の支援の推進を図ります。
事業遂行上の課題	児童生徒の読書への関心意欲を高め豊かな心を育むとともに、主体的に学習しようとする態度の育成と確かな学力の定着が求められています。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校司書が専門的な知識で児童生徒に関わることで質の高い学びを保障し学力向上に努めます。</li> <li>・学力調査に加えて児童生徒の心の状況をより客観的に把握するための調査を実施し、確かな学力の向上を図るとともに豊かな心を育むことに努めます。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	学校図書館機能の向上と各学校の読書活動の充実を図るため、学校司書の資質向上と効果的な配置を推進するとともに、一人一人に応じたきめ細かな学習を推進することにより、KPI 達成に貢献します。

#### No.5：国際理解・交流能力育成事業

事業内容	児童生徒や教職員が外国語（英語）や異文化に触れる機会をもち、国際的な感覚やコミュニケーション能力の向上を図るために、各小・中学校及び義務教育学校へ <u>ALT（外国語指導助手）</u> （※31）及び <u>国際理解指導員</u> （※32）を派遣します。
------	---

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒及び英語担当教員をはじめ、教職員が国際人に必要な外国語（英語）を用いて実践的コミュニケーション能力の向上を図ります。</li> <li>・外国語（英語）の聞く・話す・読む・書くの4領域の総合的な資質・能力の育成を図ります。</li> </ul>
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が英語の実践的運用能力を身につけ、国際感覚豊かな資質を養うため、外国語（英語）を母国語とするALT（外国語指導助手）と触れ合う機会（時間）をできるだけ多くとる必要があります。</li> <li>・小学校においても外国語（英語）教育をさらに充実させる必要があります。</li> </ul>
今後の対応方針	ALT（外国語指導助手）及び国際理解指導員の配置計画を改善し、効果的に派遣します。
施策のKPIとの関連性	国際性豊かな佐世保市にふさわしい国際感覚豊かな児童生徒の育成を図ることにより、KPI達成に貢献します。

#### No.6：障がい児教育推進事業

事業内容	特別な教育的支援を必要とする児童生徒や保護者へ個別指導や相談等を行うことを通して、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの充実に努めます。
事業目的	障がいのある児童生徒が自分の力を発揮し、障がいの改善・克服が進み、社会参加または、周りと関わりながら生活することができるようにします。
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児の教育については、従来の特別支援学級や通級指導教室に加え、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒もおり、その一人一人に対して、適切な指導や必要な支援をどう充実していくかが課題です。</li> <li>・障害者差別解消法の施行を受け、合理的配慮やバリアフリー化など、個々のニーズに応じた教育の実現が求められています。</li> </ul>
今後の対応方針	就学相談から就学時健康診断、教育支援委員会と児童生徒の支援に向けて、学校や関係機関と一層の共通理解と連携に努めます。
施策のKPIとの関連性	児童生徒一人一人に応じたきめ細かな学習支援を推進するとともに、特別支援教育補助指導員を配置するなど、障がいのある児童生徒の日常生活及び学習活動への支援を行うことにより、KPI達成に貢献します。

#### No.7：教育センター事業

事業内容	教育に関する研究調査及び教職員の研修の実施、 <u>学校教育ネットワーク</u> （※33）の保守・管理・運用を行います。
事業目的	教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行い、教育の進歩発展に資するものです。
事業遂行上の課題	新学習指導要領の全面実施に係る教育課題の解決及び学校教育ネットワークのセキュリティ強靱化が必要です。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課題を解決し実践するための職務に応じた研修や授業力向上及び専門性を高めるための研修をより充実させます。</li> <li>・学校現場における諸課題に対応する教育相談の充実を図ります。</li> </ul>

	・学校教育ネットワークの強靱化に取り組みます。
関連する各種プラン等	西九州させぼ広域都市圏ビジョン
施策の KPI との関連性	研究・研修の充実に努め、教員の資質向上を目指すことで、児童生徒の全国学力調査結果（KPI）の向上につなげます。

No.8 及び No.9：小学校及び中学校施設整備事業

事業内容	小学校、中学校及び義務教育学校における学校施設の整備を行います。
事業目的	学校施設を適切に維持管理することにより、小学校、中学校及び義務教育学校における安全・安心な教育環境を維持・確保します。
事業遂行上の課題	学校施設の老朽化の進行により、事後的に対策を講じる案件が多い状況にあります。
今後の対応方針	学校施設の健全化のため、老朽化対策・防災機能の強化対策を計画的に、また、予防保全の観点から進めることにより、コストの平準化、安全・安心な教育環境の確保を実施していきます。
関連する各種プラン等	佐世保市公共施設等総合管理計画 佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画 佐世保市公共施設適正配置・保全実施計画
施策の KPI との関連性	学校における児童生徒学習環境を適切に維持管理することで、全国学力調査結果（KPI）の向上につなげます。



ICT 機器を活用した授業風景

## 1 施策の目標②

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
全国学習状況調査児童生徒質問紙結果	100.4%	102.0%

## 2 今後の方向性・事業展開

全教育活動を通じて行う道徳教育の充実と、家庭や地域との連携を重視した心の教育を推進することにより、生命を尊重する心、いじめを生まない思いやり、郷土を愛する心をはじめとする道徳性の涵養を図り、児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成に努めます。

## 3 構成する事務事業

No.	事務事業名	担当課
1	生徒指導充実事業	学校教育課
2	人権教育推進事業	学校教育課
3	豊かな心をはぐくむ実践事業	学校教育課
4	体験学習・環境教育充実事業	学校教育課
5	教育相談活動事業	青少年教育センター

### No.1：生徒指導充実事業

事業内容	児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、専門相談員の派遣や配置を行うとともに、児童生徒理解支援システムを活用することにより、教職員間で児童生徒の共通理解を図り、生徒指導の充実に努めます。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや不登校等に対し適切に対応します。</li> <li>・子どもの心の安定や環境の改善、自尊感情を醸成します。</li> <li>・問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。</li> </ul>
事業遂行上の課題	学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、関係機関と連携した対応が求められています。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き関係機関との連携を図りながら、スクールカウンセラーや心の教室相談員を効果的に派遣します。</li> <li>・教員研修等によりスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの効果的な運用についての理解を深めます。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	教育相談等の充実に努めるとともに、児童生徒理解支援システムの有効活用を図り、いじめや不登校等の未然防止及びその早期発見・早期対応に努めることにより、KPI 達成に貢献します。

## No.2 : 人権教育推進事業

事業内容	講演会や研究大会等の実施により、教職員及び保護者（市民）の人権意識の高揚を図り、研究・研修等の充実を図ります。
事業目的	・教職員の指導方法等が工夫・改善され、児童生徒が人権感覚を十分に身につけることができます。 ・保護者に人権意識の啓発を図ります。
事業遂行上の課題	児童生徒の人権意識の向上を図り、社会情勢の諸課題（いじめ、不登校、非行等）に対応できる態度の育成が求められています。
今後の対応方針	学校における人権教育の一層の充実のために、教職員が人権意識を高めるため研修会や講演会を充実させ、意識を高めていく必要があります。
施策の KPI との関連性	・一人一人が人権について正しく理解し尊重しあう感性を、生涯にわたり様々な場で身につけること及び地域を取り巻く環境や児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進します。 ・教職員の研修や各学校での校内研修及び研究活動を通して、児童生徒の心の育成と人権教育に対する意識の高揚及び指導力の向上を図ることにより、KPI 達成に貢献します。

## No.3 : 豊かな心をはぐくむ実践事業

事業内容	いのちを見つめる強調月間設定及び講演会を開催します。
事業目的	・児童生徒が、保護者・地域・教師と関わりを深め、人と積極的に関わる喜びを味わうことができます。 ・道徳授業を通して、命の重みについて考えます。
事業遂行上の課題	学校を核として、家庭・地域と連携し、これまで以上に子どもたちの心を見つめ、生命の尊重について真に理解されていくために、連携のあり方や、子どもの心に響く教育のあり方が問われています。
今後の対応方針	いのちを見つめる強調月間の取組の一層の推進を図ります。
施策の KPI との関連性	児童生徒の豊かな心を育むために、「いのちを見つめる強調月間」における講演会の実施や学校・家庭・地域社会が連携した豊かな体験活動の実施を推進することにより、KPI 達成に貢献します。

## No.4 : 体験学習・環境教育充実事業

事業内容	・小学校 4 年生では、九十九島パールシーリゾートでの自然体験学習、少年科学館での科学体験学習を実施します。中学校 1 年生では、専門職員の指導のもと、史跡や遺跡について調査・見学を実施します。 ・長崎県獣医師会佐世保支部による研修会で、適切な小動物の飼育ができるようにします。
事業目的	児童生徒に、ふるさと佐世保の特色を生かした自然、文化等の貴重な学習素材を活用し、体験的な活動を行うことで、ふるさと佐世保への関心を高め、郷土に対する誇りと愛情を育てます。
事業遂行上の課題	ふるさと佐世保の豊かな自然や歴史、伝統文化へふれる機会も少なくなっている現在、体験的な活動をとおして具体的に理解させ、郷土に対する誇りと愛情を育てていく教育が重要視されています。
今後の対応方針	各体験学習の内容の充実を図ります。

施策の KPI との関連性	体験活動をとおしたふるさと佐世保の自然や文化、歴史を学ぶ学習を充実させることにより、KPI 達成に貢献します。
---------------	---

No.5 : 教育相談活動事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの生活・学業・いじめ・不登校等の問題に対して、来所、電話、訪問、メール、スクールソーシャルワーカー派遣の手段で相談活動を行います。</li> <li>・学校適応指導教室を運営し、学校復帰や社会的自立を支援します。自宅に閉じこもりがちな児童生徒に対してメンタルフレンド（※34）を派遣し、学校適応指導教室への通級や関係機関への相談を促します。</li> </ul>
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者が抱える子どもの教育や生活に関する悩みが緩和したり、解決したりすることを目的としています。</li> <li>・不登校の児童生徒が学校適応指導教室での小集団活動を通して不安や悩みを解消し、集団に適應できる能力を育み、学校復帰や社会的自立を支援します。</li> </ul>
事業遂行上の課題	いじめや不登校の要因、背景は多様化・複雑化しており、個々の児童生徒の要因を的確に把握し、早期にその要因を解消することが不登校児童生徒への支援に不可欠となっています。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市における不登校児童生徒数も増加傾向にあり、不登校の児童生徒に適切に対応するために、教育相談やスクールソーシャルワーカーの活用、学校適応指導教室の運営や専門相談員によるカウンセリングを行います。</li> <li>・学校や家庭、関係機関が連携・協働して児童生徒に寄り添い社会的自立に向けた支援を継続的に行います。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	相談者が抱える子どもの教育や生活に関する悩みが緩和したり、解決したりすること、また、不登校の児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援することにより、上位施策に貢献します。



## 1 施策の目標③

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
全国体力・運動能力調査結果	98.3%	100.0%

## 2 今後の方向性・事業展開

各学校の創意工夫や地域特性を生かした学校経営ビジョン（※35）に基づく、特色ある学校づくりを推進するとともに、客観的データに基づいた授業改善に努め、児童生徒の学力及び体力の向上を図ります。

また、諸研修の充実を図り、教職員の資質を向上させることにより、児童生徒の学力の向上及び生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成につなげます。

## 3 構成する事務事業

No.	事務事業名	担当課
1	小学校体育推進事業	学校保健課
2	中学校体育推進事業	学校保健課
3	学校体育実技指導研修事業	学校保健課

### No.1：小学校体育推進事業

事業内容	市内小学校及び義務教育学校 6 年生を 4 ブロックに分け、ブロックごとに体育大会を実施します。
事業目的	児童同士の交流を深めるとともに、児童の運動に対する興味・関心を高め、生涯にわたって運動に親しむ資質や体力の向上を目指します。
事業遂行上の課題	体力の向上のため体育の授業改善が必要です。
今後の対応方針	スポーツへの興味を深めさせ、加えて体力や運動能力の向上に努めます。
施策の KPI との関連性	本事業の実施により児童の体力・運動能力の向上を図り、その成果が KPI に反映されます。

### No.2：中学校体育推進事業

事業内容	中学生が運動部活動の成果を競う体育大会を実施します。また、課外体育活動の活性化を図るために補助金を交付します。
事業目的	運動の楽しさを学んだり、体力の向上を図ったりするとともに生涯にわたって運動を続けていこうという気持ちを育みます。
事業遂行上の課題	生徒数の減少に加え、運動離れも加わり、部員数の確保が課題となります。

今後の対応方針	運動部活動における専門的・技術的指導のあり方については、「佐世保市中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の方針」に則り、地域内外より専門の指導者を招き、適切かつ効果的な運動部活動運営により、生徒の興味・関心と体力・競技力の向上が期待できることから、外部指導者の活用を、学校に対し積極的に呼びかけていきます。
施策の KPI との関連性	本事業の実施により生徒の体力・運動能力の向上を図り、その成果が KPI に反映されます。

### No.3 : 学校体育実技指導研修事業

事業内容	体育学習専門の講師を招き、体育・スポーツに対する学習指導の講習及び実技指導を行い、教職員の指導技術の向上を図ります。
事業目的	教職員の指導技術の向上により、児童生徒の運動に対する興味・関心を高め、健康増進や体力の向上を図るとともに、生涯スポーツにつなげます。
事業遂行上の課題	運動の楽しさ、大切さを児童生徒に実感させ、生涯スポーツに繋げさせるために、その適切かつ効果的な指導方法を習得することを目指して、一人でも多くの教職員が進んで参加できる工夫が必要です。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の体育指導の資質向上とともに、よき情報交換の場として、活性化を図ります。</li> <li>・最終的に児童生徒へ還元し、生涯スポーツへつなげることを目指します。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	本事業の実施により教職員の資質が向上し、そのことが、児童生徒へ還元されることで、体力・運動能力の向上を図り、その成果が KPI に反映されます。



小学校体育大会（ミニサッカー）

## 【施策2】豊かな心を育むまちづくり

(施策の目的)

学校・家庭・地域社会が一体となって、市民一人ひとりが社会に対して主体性を持ち、思いやりのある活動（行動）ができる意識の醸成を目的としています。

(問題点の整理)

核家族化や少子高齢化、高度情報化等により、子どもを取り巻く環境が変化している中で、他者への関心の低下等から、子どもを健やかに育む地域の連携・支援等が希薄化（弱体化）しています。

(問題解決の方向性)

学校・家庭・地域社会が連携することで、社会全体で子どもの豊かな心や人間性と社会性を育む地域の教育力を高め、青少年の健全育成活動や体験学習活動等を推進します。

### 1 施策の目標①

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
放課後子ども教室等に携わった大人の人数	23,018人	24,000人

### 2 今後の方向性・事業展開

#### ●学校・家庭・地域社会・行政の連携促進

子どもたちを地域で見守り心豊かに育むため、学校・家庭・地域社会が連携・協力し、安全で豊かな放課後の時間を実現するための放課後子どもプランや地域未来塾といった地域学校協働活動の充実に努めるとともに、保護者や青少年育成関係者をはじめとした市民への研修・支援等を行うことにより、子どもたちを健やかに育む地域の教育力の向上を図ります。

### 3 構成する事務事業

No.	事務事業名	担当課
1	学社融合推進事業	社会教育課
2	家庭教育推進事業	社会教育課

No.1：学社融合推進事業

事業内容	各小・中学校及び義務教育学校への学校支援会議の設置や放課後子ども教室、地域未来塾の開設を通じ、地域学校協働活動の推進を図ります。
事業目的	学校・家庭・地域社会が連携した教育コミュニティの形成による支援・見守り環境の充実を図ります。
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校に設置している学校支援会議の効果的な運営に向けて、学校と連携しながら制度を構築する必要があります。</li> <li>・国が新たに推進する「地域学校協働本部」とコミュニティ・スクール施策との整合を図る必要があります。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後の居場所づくりについては子ども未来部との連携をもとに展開します。</li> <li>・地域未来塾については事業の拡充に向けて受託者とともに運営方法の見直しを行い、試行的拡充を図っていきます。</li> </ul>
関連する各種プラン等	佐世保市放課後子どもプラン 地域学校協働活動推進事業（国）
施策の KPI との関連性	放課後子ども教室や地域未来塾、地域学校協働活動の実施と推進によって、子どもを地域や家庭で育む活動の活性化に繋がり、KPI（放課後子ども教室等に携わった大人の人数）の成果向上に貢献します。

No.2：家庭教育推進事業

事業内容	入学前児童の保護者や中学生及び保護者等を対象とした研修会等の開催や団体（佐世保市 PTA 联合会等）との協働事業を実施します。
事業目的	家庭教育そのものやその重要性を保護者に認識してもらうとともに、PTA 活動の認知や必要性等の浸透を図り、家庭の教育力向上を PTA 活動の活性化に繋がめます。
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会が複雑に多様化する中、家庭環境も大きく変化し、PTA の目的や、役割の明確化についても問われています。</li> <li>・乳幼児や青少年を取り巻くメディア利用について、問題が大きくまた深刻になっています。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育力の向上を目指し、社会全体で子どもたちを育てることが重要であるため、子育てに最も関わりのある PTA と連携を深め、PTA 活動の活性化に繋がめます。</li> <li>・メディア安全指導員派遣事業を推進することで、より効果的な事業展開に努め、家庭教育を支援します。</li> </ul>
関連する各種プラン等	佐世保市放課後子どもプラン
施策の KPI との関連性	研修会や協働事業ながさきファミリープログラムの実施によって、子どもたちを地域で育てる大人の増加を促していきます。

## 1 施策の目標②

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
健全育成事業への参加者数	24,955 人	27,000 人

## 2 今後の方向性・事業展開

### ●青少年の健全育成

青少年の健全育成を行う団体を支援し、地域での啓発活動や環境浄化活動に携わる市民の関心を醸成します。

青少年を取り巻く環境に目を配りながら、非行・犯罪の未然防止のための補導（愛のひと声）を地道に行うとともに、事件・事故に巻き込まれないための見守りを実施していきます。

佐世保市徳育のまちづくり宣言をよりどころとして、全市あげて「心豊かな人」「明るく住みよいまち」を創造していくために、佐世保徳育推進会議との協働により青少年をはじめとした市民全体への啓発事業に取り組み、思いやりの心や規範意識等の醸成といった徳育の推進を図っていきます。

## 3 構成する事務事業

No.	事務事業名	担当課
1	青少年教育事業	社会教育課
2	徳育推進事業	社会教育課
3	青少年非行防止推進事業	青少年教育センター

### No.1：青少年教育事業

事業内容	青少年の健全育成活動を行う団体への補助金交付と、当該団体との共催による研修会・意見発表会を開催します。
事業目的	社会情勢に即した指導・助言により、市民や青少年育成関係者に青少年への理解を深めてもらい、地域で青少年を見守る環境の充実を図ります。
事業遂行上の課題	各地区健全育成会と地区自治協議会の合流を進めていく中で、健全育成会として行っていた活動を担保する必要があります。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「佐世保市青少年育成連盟」と連携し、市内全域を対象とした健全育成活動を展開していきます。</li> <li>・健全育成活動は恒常的に続いていくものであり、各中学校区の健全育成組織を地区自治協議会に再編合流していく中で、地域における健全育成活動が担保されるよう団体間の調整を支援します。</li> </ul>
関連する各種プラン等	長崎県ココロねっこ運動
施策の KPI との関連性	青少年の健全育成活動を行う団体への補助金交付による地域における育成活動の活性化と、研修会・意見発表会の開催等により、青少年育成活動に携わる大人の人数の増加を促すことは、直接的に KPI の向上に寄与します。

No.2：徳育推進事業

事業内容	一徳運動を柱とした徳育に関する啓発に努めるとともに、徳育を推進する団体との官民協働による事業展開を図ります。
事業目的	市民に徳育の必要性を認識してもらい、自らの生活や活動の中に意識付けを行ってまいります。
事業遂行上の課題	活動の認知度を向上することが必要です。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度策定の「徳育推進のための行動計画」の理念や活動目標を踏襲し民間組織「佐世保徳育推進会議」を協働のパートナーとして息の長い取組とします。</li> <li>・取組の大きな柱である「一徳運動」を中心に、市民に対して様々な働きかけを実施します。</li> </ul>
関連する各種プラン等	佐世保市徳育のまちづくり宣言 佐世保市民憲章
施策の KPI との関連性	一徳運動の展開、フォーラム等の啓発活動を、子どものみならず大人に対しても展開していくことで、市民全体の豊かな心をはぐくみ、社会の健全育成のための事業に参加する人数を増やすことに貢献していきます。

No.3：青少年非行防止推進事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補導担当職員による市中心部の巡回補導と委嘱補導委員による各地区の巡回補導を実施します。</li> <li>・白ポストを市内 16 カ所に設置し、投入された有害図書を回収・廃棄するほか、コンビニエンスストア・書店・携帯電話販売店等店舗立入調査を行います。</li> </ul>
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年を非行や犯罪から守り、善導します。</li> <li>・青少年にとって有害となる環境を浄化します。</li> <li>・青少年の非行防止及び健全育成についての意識を高め、積極的な声かけのある地域づくりを目指します。</li> </ul>
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットやスマートフォンに代表される情報化の急速な進展や、子どもが被害となる事件・事故の増加など、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。</li> <li>・少年犯罪の内容は低年齢化・潜在化しています。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の補導委員や関係機関と連携し巡回補導による「愛のひと声」を行い、青少年が事件・事故に巻き込まれないように見守り体制の強化を図ります。</li> <li>・有害図書の回収・廃棄やコンビニエンスストア・書店・携帯電話販売店等への立入調査・指導により青少年にとって好ましい環境作りに努めていきます。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	補導委員が巡回補導で地域の見守り活動を行ったり、有害図書の回収や立入調査などの環境浄化活動を行ったりすることで、健全育成の心の醸成を図り、上位施策に寄与します。



### 【施策3】生涯学習・生涯スポーツの充実

(施策の目的)

地域のつながりや豊かな郷土を作るために、多くの市民が生きがいをもって生涯学習・生涯スポーツに取り組むことができる環境を充実させることを目的としています。

(問題点の整理)

生涯学習の趣旨や機会に関する情報提供が十分でないことから、生涯学習に対する市民意識の高まりや学習成果の活用が活性化されていない状況にあります。

また、スポーツ施設及びスポーツ活動のサポートが十分に対応できていません。

(問題解決の方向性)

公立公民館と図書館、少年科学館等の社会教育施設において、生涯学習情報や、市民ニーズ・地域課題の解決に応じた学習機会・場の提供を積極的に行い、また地域の関係団体と連携を図ることで学習活動の啓発、学習機会の提供に努め、市民の自己実現や地域の問題を解決していく契機となる生涯学習に寄与していきます。

市民がスポーツ（する・みる・ささえる）に親しめる環境づくりを推進します。



泉福寺洞穴

## 1 施策の目標①

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
生涯学習事業への参加者数	151,685 人	164,000 人

## 2 今後の方向性・事業展開

### ●生涯学習の充実

生涯学習拠点の充実と、市民の関心の高い講座や地域の問題解決のための講座など、多様な講座の実施により、受講者の自己実現を支援するとともに、地区自治協議会等の地域団体と連携・協働しながら、地域の課題解決に主体的に取り組む人材の育成を図ります。

また、本市の国際色豊かな特長を生かし、グローバル人材の育成を目指して、「英語で交わるまち SASEBO プロジェクト」を構成する事業を展開します。

### ●歴史文化の保存・活用・継承

郷土の歴史・文化を今に伝える文化遺産（有形・無形文化財、伝統文化等）を市民共有の財産として適切に保存し、後世へ継承していくため、文化財の調査・整備、伝統文化の顕彰・支援等を推進し、生涯学習などへの活用を図ります。

また、郷土の文化遺産に対する市民の関心を喚起し、保護意識の醸成を図るため、ホームページでの情報発信や市民向け講座等学習機会の提供を図ります。

## 3 構成する事務事業

No.	事務事業名	担当課
1	文化財の調査・保護・活用事業	文化財課
2	世界遺産保存整備事業	文化財課
3	福井洞窟整備・発掘事業	文化財課
4	針尾送信所保存整備事業	文化財課
5	英語シャワー事業	社会教育課
6	生涯学習推進事業	社会教育課
7	生涯学習支援事業	社会教育課
8	文化財展示施設等管理運営事業	文化財課



No.1 : 文化財の調査・保護・活用事業

<p><b>事業内容</b></p>	<p>国・県・市指定を中心とする文化財の維持管理のほか、埋蔵文化財、近代化遺産など文化財全般の調査、保護、活用事業を行います。</p>
<p><b>事業目的</b></p>	<p>文化財の保存と公開活用を推進し、市民が文化財に触れ合う機会を提供し、郷土愛や文化財保護意識の醸成を図ります。</p>
<p><b>事業遂行上の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、文化財として取り扱われる範囲が広がっており、保護対象となる文化財が増加しているほか、民間開発に伴う埋蔵文化財の調査件数も増加するなど、業務が拡大しています。</li> <li>・文化財保護団体の高齢化が進んでおり、次世代の担い手不足が深刻となっています。</li> </ul>
<p><b>今後の対応方針</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が推奨する文化財の保存・活用に関するマスタープランの策定を目指すとともに、関係機関・団体と連携しながら、効率的、効果的な文化財の調査・保護及び活用を図っていきます。</li> <li>・文化財は、まちづくりや観光振興の資源としての活用も期待されているため、文化財解説の多言語化を推進し、国内外に積極的に情報発信していきます。</li> </ul>
<p><b>施策の KPI との関連性</b></p>	<p>文化財の調査研究や指定等に取り組むことにより、学術的価値が明らかとなるほか、保存整備も促進され、生涯学習の場が増えるとともに、文化財保護意識の醸成や伝統文化への継承にもつながり、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。</p>

No.2 : 世界遺産保存整備事業

<p><b>事業内容</b></p>	<p>平成 30 年 7 月に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「黒島の集落」において、文化的景観、黒島天主堂等を適切に保存活用するため、各種調査・作業を行います。</p>
<p><b>事業目的</b></p>	<p>世界遺産「黒島の集落」の構成要素の適切な保存・管理を行い、歴史ある集落を末永く後世に継承します。</p>
<p><b>事業遂行上の課題</b></p>	<p>集落の維持と地域活性化が課題です。また、世界遺産登録に伴う観光客の増加は、地域活性化につながる要素がある一方で、環境の悪化や住民と観光客との摩擦などの弊害も懸念されます。</p>
<p><b>今後の対応方針</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産としての価値を保全しつつ、効果的に活用していく必要があるため、黒島地区の住民や関係機関及び関係県市町等と連携、協力しながら適切な保存・管理、各種事業を実施していきます。</li> <li>・世界遺産としての価値を広く市民に理解していただき、保護意識の醸成につなげていくため、さらなる周知啓発を図っていきます。</li> </ul>
<p><b>関連する各種プラン等</b></p>	<p>西九州させぼ広域都市圏ビジョン</p>
<p><b>施策の KPI との関連性</b></p>	<p>世界遺産としての価値の保全や、その効果的な活用を通じて、関係機関や国・県と連携・協力することで、地域活性化や誘客が図られるとともに市民の関心も高まり、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。</p>



黒島天主堂

No.3：福井洞窟整備・発掘事業

<b>事業内容</b>	本市文化財の特色である洞窟遺跡群の中で、国指定史跡である福井洞窟を中心として発掘調査や史跡整備を行い、文化財の調査・保護・活用事業を推進します。
<b>事業目的</b>	福井洞窟を通じて本市文化財に対する理解を深めてもらい、史跡を良好に保存・活用し、次世代に継承します。
<b>事業遂行上の課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外に分散保管されている過去の出土資料の本市への移管が必要です。</li> <li>・福井洞窟現地と現地から離れた場所にあるガイダンス施設との連携を図るよう文化庁から指導を受けています。</li> </ul>
<b>今後の対応方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の出土資料を保管している大学と連携し、継続して共同研究に取り組みます。</li> <li>・保存活用計画を策定するとともに、広く一般への周知啓発を行い、特別史跡に向けた調査・研究や洞窟遺跡群全体の調査・保護・活用を推進します。</li> <li>・史跡の保存整備やガイダンス施設の運用支援について、地元関係団体等と連携を図り、地域の財産として長く親しまれるような取組を行います。</li> </ul>
<b>施策の KPI との関連性</b>	国史跡「福井洞窟」を適切に保存管理し、積極的に公開活用を図ることにより、郷土の歴史や文化財に対する市民の関心が高まり、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。

No.4：針尾送信所保存整備事業

<b>事業内容</b>	重要文化財旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設の保存・活用を行います。
<b>事業目的</b>	針尾送信所を通じて本市の近代化遺産に対する理解を深めてもらい、文化財を良好に保存・活用し、次世代に継承します。
<b>事業遂行上の課題</b>	平成 28 年度に鎮守府のストーリーが日本遺産に認定され、針尾送信所等の近代化遺産に注目が集まっており、年々見学者が増えている状況があり、文化財としての適切な保存や良好な見学環境の整備が求められています。
<b>今後の対応方針</b>	平成 26 年度に策定した針尾送信所に関する保存活用計画を基に、駐車場、園路、説明板等の公開活用に関する整備を行ってきており、今後は、具体的な展示計画及び修理計画を検討・策定し、計画に基づいた事業を推進します。
<b>施策の KPI との関連性</b>	針尾送信所施設は、日本遺産「鎮守府・佐世保」のシンボリックな存在となっており、適切に保存管理することはもとより、積極的に公開活用を図ることにより、郷土の歴史や文化財に対する市民の関心が高まり、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。

No.5 : 英語シャワー事業

<p><b>事業内容</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際色豊かな本市の特長を生かし、官民協働の手法を用いて、市民が身近に英語に触れ実践できる環境づくりを行います。</li> <li>・異文化交流を通して子どもから大人まで英語学習や異文化理解の充実を図ります。</li> </ul>
<p><b>事業目的</b></p>	<p>本市リーディングプロジェクト「英語が話せる街」を目指した環境づくりを進め、グローバル人材の育成を図ります。</p>
<p><b>事業遂行上の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人及び外国人の認知度の向上が必要です。</li> <li>・日常的に英語に触れ実践できる事業の展開が必要です。</li> </ul>
<p><b>今後の対応方針</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用 web サイト等による効果的な情報発信を図ります。</li> <li>・今後、イベント性の高い事業に加えて日常的に英語に触れ、実践できる事業の創設を進めます。</li> </ul>
<p><b>施策の KPI との関連性</b></p>	<p>英語に触れ、実践できる事業を展開していくことによって、直接的に KPI 達成に貢献していきます。</p>



英語で交わる国際交流大運動会

No.6 : 生涯学習推進事業

<b>事業内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習情報や学習機会の提供・充実を図ります。</li> <li>・「第三次佐世保市子ども読書プラン」に基づき、子どもの読書活動を推進します。</li> </ul>
<b>事業目的</b>	市民が主体性を持って地域特性を生かしたまちづくりや交流活動を実践していくこと、また、読書を通して、幅広い知識を身につけ、感性豊かで人間味にあふれる子どもを育むことを目指します。
<b>事業遂行上の課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生涯学習」の取組趣旨が浸透しておらず、市民の自己実現や地域課題解決の活用につながっていません。</li> <li>・本を読むだけでなく、読書で得た知識を活用できる子どもの育成が求められています。</li> </ul>
<b>今後の対応方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の自己実現を支援し、地域課題解決に主体的に取り組む人材を育成するため、生涯学習の情報・場・機会の充実を図ります。また、そのために職員研修を推進します。</li> <li>・子どもの読書活動を推進するため、学校、図書館、地区公民館等関係機関が連携し、「第三次佐世保市子ども読書プラン」の推進を図ります。</li> </ul>
<b>関連する各種プラン等</b>	「第三次佐世保市子ども読書プラン」(～令和6年度)
<b>施策の KPI との関連性</b>	生涯学習の情報・場・機会を提供することで、市民の「学ぶ環境」の充実に努め、市民が主体性を持って地域特性を生かしたまちづくりや交流活動を実践し、発表する(具現化する)ことによって、多くの市民が生涯学習に取り組むことに貢献していきます。

No.7 : 生涯学習支援事業

<b>事業内容</b>	魅力ある地域づくりやコミュニティ活性化に資する生涯学習活動への補助金による支援を行います。
<b>事業目的</b>	地域住民が主体となった生涯学習やまちづくりの活動の活性化を図ります。
<b>事業遂行上の課題</b>	コミュニティ施策と連動する中で、生涯学習活動が単なるまつりイベントと認識され、取組趣旨が伝わりにくくなっています。
<b>今後の対応方針</b>	生涯学習推進会と地区自治協議会の合流及び合流後の団体間調整を支援し、補助額だけではなく地域における生涯学習活動を継続していくよう働きかけを行います。
<b>関連する各種プラン等</b>	佐世保市地域コミュニティ推進計画
<b>施策の KPI との関連性</b>	生涯学習活動への補助金による支援は、住民の生涯学習や地域コミュニティ活動の活性化を支援促進し、多くの市民が事業へ参加することに繋がっていきます。

No.8 : 文化財展示施設等管理運営事業

<b>事業内容</b>	・各地区文化財展示施設の適切な管理・運営を行うものです。
<b>事業目的</b>	・各地区の歴史的な特徴に対する理解を深め、郷土学習の拠点としての活用を推進します。
<b>事業遂行上の課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市文化財行政の推進上、分散した展示収蔵施設を集約した施設の設置の必要性は高く、地元歴史団体や文化財附属機関からも意見が上がっています。</li> <li>・事業の目的を踏まえながら、各館の効率的な運営を検討する必要があります。</li> </ul>
<b>今後の対応方針</b>	<p>これまでに検討された博物館構想や埋蔵文化財センターなどの施設について継続して研究を行いつつ、施設の老朽化がみられる展示施設については、各館近隣にある本市施設への複合化を含め、資料の展示、収蔵、管理のあり方を含め検討していきます。</p>
<b>施策の KPI との関連性</b>	<p>文化財展示施設等を適切に維持管理し、郷土学習の場を提供することにより、市民が自主的に学ぶことができ、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。</p>



## 1 施策の目標②

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
生涯学習拠点施設の利用者数	1,509,075 人	1,517,000 人

## 2 今後の方向性・事業展開

### ●生涯学習の環境整備

市民が自らの意思で生涯にわたり学び続けることのできる学習の「場」（公立公民館、市立図書館、少年科学館等）と「情報」（主催講座や講演会、体験活動、地域の社会教育活動等）の提供や周知を図ります。

なお、公立公民館は、生涯学習の実践の場としての機能に加えて、地域づくりの活動拠点としての機能充実を図るため、コミュニティセンター（仮称）へ移行します。

## 3 構成する事務事業

No.	事務事業名	担当課
1	総合教育センター事業	総合教育センター課
2	少年科学館事業	少年科学館
3	地区公民館管理運営事業	社会教育課
4	地区公民館活性化事業	社会教育課
5	図書館運営事業	図書館

### No.1：総合教育センター事業

<b>事業内容</b>	本市総合教育センターの施設維持管理を行うとともに、センター内にある3施設（教育センター、少年科学館、清水地区公民館）の連携による学社融合の取組を行っています。
<b>事業目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育及び社会教育並びに学社融合の推進を図り、本市教育の発展向上に努めます。</li> <li>・教育センター、少年科学館、清水地区公民館のそれぞれが相互に連携することで、多彩な事業展開を図り、教育機関としての機能をより一層高めていきます。</li> </ul>
<b>事業遂行上の課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用が増えることで、駐車場不足、また施設管理費の増加に伴う運営費不足により、効率的かつ質を考慮した事業展開が必要となっています。</li> <li>・開館から10年を経過し、今後多くの設備が耐用年数を迎えることから、計画的な改修を行う必要があります。</li> </ul>

今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習拠点施設として、これまで行ってきた事業（理科学習支援や少年科学教室、教職員向け講座・講習会、一般向け各種講座等）がスムーズに進むよう、適切に施設を管理するとともに、計画的な施設設備の改修を行います。</li> <li>・学社融合の複合施設として、その特徴を生かした「総合教育センターらしい」事業を創出、実施することで、受講者の自己実現を支援するとともに、施設や活動の周知を図ります。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が快適に利用できないような整備・管理であった場合、利用者数の大幅減少を招くこととなります。よって、適切に施設の整備・管理を行い、利用者が快適に利用できる環境を維持し、利用者数の維持、増加を図ります。</li> <li>・学社融合の拠点施設として、魅力的な主催講座を開催し、来館者数の増加につなげていきます。</li> </ul>

### No.2：少年科学館事業

事業内容	プラネタリウム番組放映、天体観望会の開催、科学教室・科学行事等を開催します。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの科学に対する関心を高め、豊かな創造力と探究心を養い、未来の科学技術の発展に寄与する青少年を育成します。</li> <li>・天文に関する学習の機会を提供し、市民の科学に対する興味関心を高めます。</li> </ul>
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理科学習支援事業で来館する4年生以外の小・中学生の利用や理科での活用が少ない状況が見られます。</li> <li>・学年が上がるにつれて、科学教室や科学行事等への参加が少なくなる傾向が見られます。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラネタリウムや天体観測室、理科室等を活用したプログラム内容について、各学校が相談・活用しやすい環境づくりを行います。</li> <li>・引き続き大学や高等専門学校、専門機関との連携を深め、市民の科学や天文への興味を高め、子どもたちの探究心を育てられるような科学行事や教室の内容の充実を図ります。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	プラネタリウムの適切な管理運営や魅力ある主催講座の実施、それを行う職員のスキルアップによって、天文をはじめとする科学学習の拠点としての活性化を図り、学びに訪れる来館者数の維持・増加につなげます。

### No.3：地区公民館管理運営事業

事業内容	快適な環境で気持ちよく生涯学習ができる場の提供のための、公民館施設の適切な管理運営に努めます。
事業目的	社会教育の発信拠点、地域の生涯学習の拠点としての公民館施設のさらなる活用を目指します。
事業遂行上の課題	大半の公民館施設で老朽化が進み、整備を行うべき対象が増加しています。
今後の対応方針	安全安心に利用できる施設の維持管理のため、老朽化、バリアフリー化や緊急性を考慮し、順次整備改修を実施していきます。



関連する各種プラン等	佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画
施策の KPI との関連性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館施設が快適に利用できなければ、利用者数は大きく減少することとなります。</li> <li>・利用者数の推移をみることで、適切に公民館施設の整備・管理が行われ、利用者が快適に利用できているかを計ることができます。</li> </ul>

#### No.4：地区公民館活性化事業

事業内容	市民のニーズや地域の課題等を据えた講座を開催します。
事業目的	市民の学習意欲の向上を図り、また、学習成果の披露や地域への還元といった知の循環型社会の実現を目指します。
事業遂行上の課題	市民の学習ニーズの多様化や、地域課題の複雑化に対応した公民館講座の充実が求められています。
今後の対応方針	生涯学習の拠点となる公立公民館の役割を明確化し、運営の充実に努め、学びの成果を地域のまちづくりに反映できるような講座等を実施します。また、そのために職員の研修に努めます。
施策の KPI との関連性	魅力ある主催講座や地域の課題に即した講座の実施、それを行う公民館職員のスキルアップによって、公立公民館の生涯学習拠点としての活性化を図ることは、必然的に学びに訪れる来館者数の増加をもたらします。

#### No.5：図書館運営事業

事業内容	図書館の効率的な運営に努めるとともに、資料の収集・提供、講座、イベント等の開催、便利で快適な環境整備など図書館サービスの充実を図るものです。
事業目的	生涯学習の拠点施設としての取組を推進します。
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化へ対応が必要です。</li> <li>・システムを活用したサービスの提供、さらには、図書館運営のあり方の検証が必要です。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明設備改修、エレベーター改修、第一駐車場天井改修、一般室雑誌コーナー改修の計画的な実施に努めます。</li> <li>・システムリプレイス（ソフト・ハード）と機能拡充を実施します。</li> <li>・図書館の運営方針と事業計画を策定します。</li> </ul>
関連する各種プラン等	第三次佐世保市子ども読書プラン 西九州させぼ広域都市圏ビジョン
施策の KPI との関連性	生涯学習の拠点施設として、市民が自らの意思で生涯にわたり学び続けることができるよう、施設利用者数を KPI とすることで、市民の自主的な学習機会への参加意欲や交流の状況を図ることとしています。

## 1 施策の目標③

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
拠点スポーツ施設の利用者数	530,348 人	534,000 人

## 2 今後の方向性・事業展開

### ●生涯スポーツの充実

市民が日ごろからスポーツ（する・みる・ささえる）に触れる機会を充実させるために、施設管理者や公益財団法人佐世保市体育協会と連携して、スポーツ団体、スポーツ大会及びスポーツボランティア等の情報について、積極的な情報発信を行います。

## 3 構成する事務事業

No.	事務事業名	担当課
1	地域スポーツ活動活性化事業	スポーツ振興課
2	ジュニアスポーツ推進事業	スポーツ振興課
3	総合型地域スポーツクラブ支援事業	スポーツ振興課
4	体育スポーツ振興補助事業	スポーツ振興課
5	スポーツ大会推進事業	スポーツ振興課
6	スポーツ少年団事業	スポーツ振興課
7	体育協会運営補助事業	スポーツ振興課
8	東京 2020 オリンピック等関係事業	スポーツ振興課
9	体育施設運営事業	スポーツ振興課
10	体育施設整備事業	スポーツ振興課



市民体育祭 開会式

No.1 : 地域スポーツ活動活性化事業

事業内容	市民を対象に、楽しみながら体力づくりにつながる <u>ニュースポーツ</u> (※36) 普及講習会及びスポーツ推進委員の育成を目的に研修会を開催しています。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュースポーツ講習会等の開催により市民が生涯スポーツに触れるきっかけをつくります。</li> <li>・スポーツ推進委員の資質が向上することにより、市民の多様化するスポーツニーズに対応していきます。</li> </ul>
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツへのニーズが多様化するとともに、健康・体力づくりへの関心も高まっており、生涯にわたってスポーツに親しめる機会を作る必要があります。</li> <li>・さまざまな市民のニーズに対応できるようスポーツ推進委員の資質向上が求められています。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民間の交流や体力づくりを目的とした地域行事や学校でのイベント等、ニュースポーツの需要は高まってきているため、スポーツ推進委員の活動や認知度を高める活動を行います。</li> <li>・研修会などを行い、スポーツ推進委員の資質向上を目指します。</li> </ul>
関連する各種プラン等	けんこうシップさせぼ2 1
施策の KPI との関連性	身近にニュースポーツを体験することで、スポーツに対する関心が高まり、スポーツ施設の利用者の増加に寄与します。

No.2 : ジュニアスポーツ推進事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財) 佐世保市体育協会加盟団体が実施する<u>ジュニア層</u> (※37) の競技力向上を図る事業への補助金交付や、基金を活用した各種スポーツ大会を開催しています。</li> <li>・一流のスポーツに触れる機会を通して、子どもたちのスポーツへの関心を高めるための事業を実施しています。</li> </ul>
事業目的	ジュニア層の競技力向上、子どもたちのスポーツへの関心向上を図ります。
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュニア層の競技力向上に関する評価手法が確立できていないため検討が必要です。</li> <li>・少子化に伴い各種スポーツの競技人口が減少しているため、スポーツをする子どもたちの割合を増やす必要があります。</li> <li>・勝利至上主義、行き過ぎた指導、体罰やパワーハラスメントがたびたび発生しており、ジュニアスポーツの環境の向上を図る取組が必要です。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュニア層の競技力向上に関する事業や支援を引き続き行いながら、それらがどのような成果に繋がっているか、市体育協会とともに検証を行います。</li> <li>・子どもたちにスポーツの楽しさ・魅力を感じてもらうための取組や様々なスポーツを体験できる機会の充実を図ります。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュニアスポーツの活動や指導にあたっては、国や長崎県が示している運動部活動のあり方に関するガイドラインや、佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の方針等に準拠した活動を行うよう周知を図ります。</li> </ul>
<b>施策の KPI との関連性</b>	ジュニアスポーツを推進することで、スポーツへの親しみ、競技力の向上、またジュニアスポーツ関係者（保護者等）のスポーツへの関心が高まることで、スポーツ施設の利用者の増加に寄与します。

### No.3：総合型地域スポーツクラブ支援事業

<b>事業内容</b>	本市の各総合型地域スポーツクラブの自立に向けた支援を行います。
<b>事業目的</b>	市民が、それぞれの年齢や体力、技術、目的に応じていつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しめる総合型地域スポーツクラブを支援します。
<b>事業遂行上の課題</b>	地域住民が主体的に運営し、多種目・多世代でスポーツの楽しさを味わえ、地域コミュニティの拠点となる「総合型地域スポーツクラブ」の安定経営が必要ですが、クラブマネージャーの育成（後継者）が課題です。
<b>今後の対応方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対して総合型クラブを紹介するチラシを配布し、各クラブの紹介を行います。</li> <li>・総合型クラブに対する研修会を行っていきます。</li> </ul>
<b>関連する各種プラン等</b>	けんこうシップさせぼ21
<b>施策の KPI との関連性</b>	総合型スポーツクラブを通じて、身近にスポーツに親しむことができ、スポーツへの関心が高まることで、スポーツ施設の利用者の増加に寄与します。

### No.4：体育スポーツ振興補助事業

<b>事業内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（公財）佐世保市体育協会加盟競技団体の指導者・選手の育成強化や公認スポーツ指導者資格取得を目指した「振興事業補助」、九州大会以上の大会への参加の一部補助として「派遣補助」、全国・九州大会の開催地補助として「大会開催補助」を行います。</li> <li>・本市へのスポーツ合宿を誘致するために、長崎県スポーツコミッションが交付する「スポーツ合宿拠点推進事業補助金」に対する一部負担を行います。</li> </ul>
<b>事業目的</b>	大会出場者や、競技団体等に対し、活動支援を行うことで、スポーツの競技力向上を目指します。
<b>事業遂行上の課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会出場者や競技団体の負担軽減のため補助額の増額が求められます。</li> <li>・競技団体が利用しやすく、成果に繋がる補助内容の検討が必要です。</li> </ul>
<b>今後の対応方針</b>	補助金額や交付回数の変更等、市民のニーズや要望に合わせて随時検討していきます。
<b>施策の KPI との関連性</b>	体育スポーツ振興補助事業を推進することで、競技力の向上または、市内での大会開催が促進され、スポーツ施設の利用者の増加に寄与します。

No.5 : スポーツ大会推進事業

事業内容	市体育協会・レクリエーション協会やその加盟団体及び各種実行委員会が中心となり、各種スポーツ大会を開催しています。
事業目的	スポーツ大会の開催により、市民が気軽にスポーツに参加する機会を提供します。
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ大会運営に関する人材の不足もあり、運営のあり方の検討が必要です。</li> <li>・マラソン大会については、市内マラソン大会の減少により市民が競技スポーツ、生涯スポーツに触れる機会が少なくなり、また参加者の減少による収入減により、大会運営も難しくなっています。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもから高齢者まで、普段スポーツをしない市民にとって、スポーツを始める機会となるような企画を検討します。</li> <li>・障がい者も参加できるような内容を検討します。</li> <li>・ロードレース大会については、より多くの市民に参加してもらえるよう企画内容を見直し、地域性を生かした大会を目指す等、他大会との差別化を図ります。</li> </ul>
関連する各種プラン等	けんこうシップさせぼ2 1
施策の KPI との関連性	スポーツ大会推進事業を行うことで、スポーツへの親しみ、競技力の向上、また関係者（保護者等）のスポーツへの関心が高まることで、スポーツ施設の利用者の増加に寄与します。

No.6 : スポーツ少年団事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐世保市スポーツ少年団が各種事業を実施できるよう補助金の交付を行います。</li> <li>・団活動、広報活動について側面的な支援を行います。</li> </ul>
事業目的	スポーツを通じた青少年の健全育成やジュニアリーダーの育成、指導者の資質及び指導力の向上を図ります。
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録団及び団員数の伸び悩みがあります。</li> <li>・子どもの人数は年々減少しており、現状を維持していくことが目標となります。</li> </ul>
今後の対応方針	広報活動のほか、魅力的なスポーツ少年団活動の推進、個別チームへの勧誘活動を強化することで新規の団登録の増加を目指します。
施策の KPI との関連性	スポーツ少年団活動を推進することで、スポーツへの親しみ、競技力の向上、またスポーツ少年団関係者（保護者等）のスポーツへの関心が高まり、スポーツ施設の利用者の増加に寄与します。

No.7 : 体育協会運営補助事業

事業内容	(公財) 佐世保市体育協会の運営に係る補助金を交付します。
事業目的	(公財) 佐世保市体育協会は、佐世保市民のアマチュアスポーツの統一組織としてスポーツを振興し、市民の体位、体力の向上を図り、スポーツ精神を養い、社会体育の発展に寄与することを目的として活動しています。その活動は本市のスポーツ振興に欠くことができないものであり、運営補助を行うことにより組織の安定的な運営を図ります。

事業遂行上の課題	年々、市による当該補助の財源確保が厳しくなっているため、(公財)佐世保市体育協会自身による財源確保の取組を推進する必要があります。
今後の対応方針	補助金等ガイドラインに基づき補助金の適正化を図り、財源確保に向けた取組について、引き続き協議を進めていきます。
施策の KPI との関連性	体育協会運営補助事業は、本市のアマチュアスポーツの統一組織の運営を支えるものであり、市民のスポーツの振興となるため、スポーツ施設の利用者の増加に寄与します。

No.8：東京 2020 オリンピック等関係事業

事業内容	東京 2020 オリンピックに係るスペインハンドボールチームの事前キャンプを受け入れ、チーム滞在費の支援、交流事業の実施等を行います。また、オリンピック等関連行事の推進を図ります。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前キャンプやオリンピック等関連行事が実施されることで、オリンピック・パラリンピックなど、スポーツへの市民の関心が高まります。</li> <li>市内のハンドボール競技者が、世界の高度な技術を、間近で目にすることや、選手との交流等により、競技力向上が期待できます。</li> </ul>
事業遂行上の課題	東京 2020 オリンピック等に係る市民の機運醸成ができていないため、広報等に取り組む必要があります。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の機運醸成を図る取組を推進します。</li> <li>事前キャンプがスムーズに受入れられるよう体制の整備に取り組むことが必要です。</li> <li>令和 2 年度に事業は終了します。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	オリンピック事前キャンプ及びオリンピック等関連事業が行われることで、市民のスポーツへの関心が高まり、スポーツ施設の利用者の増加に寄与します。

No.9：体育施設運営事業

事業内容	安全で利便性の高い施設を目指した環境づくりを行います。
事業目的	誰もが気軽に、楽しく、快適で、安全に体育施設を利用できるようにすることです。
事業遂行上の課題	限られた財源の中で安全性と利便性を向上させるため、財源の確保が必要です。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の再編による財源の創出や管理運営手法の見直しによる施設運営の効率化に努めます。</li> <li>特に指定管理者施設については、民間のノウハウを生かした施設運営を推進し、サービス向上や収入増加を図ります。</li> </ul>
関連する各種プラン等	佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画及び同実施計画 けんこうシップさせぼ 2 1
施策の KPI との関連性	適正で効率的かつ利用し易い体育施設運営を行うことで、スポーツに親しむ環境が整備され、スポーツ施設の利用者の増加に寄与します。

No.10：体育施設整備事業

<b>事業内容</b>	スポーツ施設について改修等の整備を行います。
<b>事業目的</b>	施設利用者に対して、安全で快適な施設を提供することです。
<b>事業遂行上の課題</b>	多くのスポーツ施設が老朽化し改修等の整備が必要な状況にありますが、限られた予算の中で全てに対応することが出来ず累積していることから、これを解消する手段が必要となっています。
<b>今後の対応方針</b>	スポーツ施設の整備に係る予算規模の引き上げや全庁横断的な予算編成によるスポーツ施設への集中的予算配分など、課題を解消するための手段について検討を行います。
<b>関連する各種プラン等</b>	佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画及び同実施計画
<b>施策の KPI との関連性</b>	体育施設整備事業によって、安全で快適なスポーツ施設の提供を図ることで、スポーツ施設の利用者数の増加に寄与します。



## 【施策を支える包括的な事務事業】

### No.1

事務事業名	教育行政一般管理事業	担当課	教育委員会総務課 学校教育課 新しい学校推進室
事業内容と目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会の運営及び教育委員会全般の管理運営を行います。</li> <li>・教職員の健全な住環境を確保し、教育環境の質的向上を図ります。</li> </ul>		
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離島に勤務する教職員の住環境改善が必要です。</li> <li>・中学校文化部活動における指導体制の構築が必要です。</li> <li>・望ましい学期制のあり方について、検討を進める必要があります。</li> </ul>		
今後の対応方針 関連する各種プラン等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離島の教職員住宅について、計画的な整備・更新を行います。</li> <li>・中学校文化部活動において、外部・専門の指導者の派遣制度の導入により、指導体制の向上を図ります。</li> <li>・学校学期制について学期制準備委員会を立ち上げ、新たな学期制の導入に向けて準備を進めます。</li> </ul>		

### No.2

事務事業名	私立学校助成事業	担当課	教育委員会総務課
事業内容と目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内にある私立学校が実施する施設・設備改善に対し一定の基準のもと助成を行うものです。</li> <li>・私立学校の施設・設備の改善に助成を行うことにより、教育環境の充実を促進することで私学教育の振興を図ります。</li> </ul>		
事業遂行上の課題	各学校の事業費に対して補助額の割合が低く、効果的な補助の手法等について検討が必要となっています。		
今後の対応方針 関連する各種プラン等	引き続き、私立学校への支援を行うとともに、効果的・効率的な助成の手法について検討します。		

### No.3

事務事業名	奨学金充実事業	担当課	教育委員会総務課
事業内容と目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等・専門教育を受ける機会を逸することのないよう、奨学金制度の継続的な運営を行っています。</li> <li>・奨学貸付金回収率の維持・向上により、将来にわたり持続可能な奨学金制度の維持に努めています。</li> <li>・経済的理由により就学困難な者の就学を援助するため、奨学資金を貸し付けることで、教育の機会均等と有為な人材の育成を図ることを目的とします。</li> </ul>		
事業遂行上の課題	家庭や社会環境の変化や、国・県による奨学金に関する新規制度開始等により、新規貸付者数が減少傾向にあり、基金活用の方策を検討する必要があります。		
今後の対応方針 関連する各種プラン等	奨学金貸付制度及び基金の有効活用について研究を進めます。奨学貸付金の回収について、全庁的な債権管理対策とも連携し、効果的な対応手法について検討します。		

## No.4

<b>事務事業名</b>	幼児ことばの教室運営事業	<b>担当課</b>	学校教育課
<b>事業内容と目的</b>	幼児を対象とした言語障害通級指導教室を運営し、ことばの問題で悩んでいる幼児及びその保護者に対する指導や相談を実施することにより、ことばの改善を図ります。		
<b>事業遂行上の課題</b>	市内のどこからでも相談や教育が受けられる状況の実現と、小学校の難聴・言語障害通級指導教室との連携による指導の充実が求められています。		
<b>今後の対応方針 関連する各種プラン等</b>	幼児への指導の充実に加え、教育相談や保護者会の内容を工夫し、事業周知や保護者ニーズへの対応を一層充実させます。		

## No.5 及び No.6

<b>事務事業名</b>	小・中学校管理運営事業	<b>担当課</b>	教育委員会総務課
<b>事業内容と目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小・中学校及び義務教育学校の管理運営、施設管理全般に要する経費を管理します。(学校の施設維持管理等に係る光熱水費や業務委託料の支出、図書や教材等教育活動で使用する備品等の購入他)</li> <li>・児童生徒が安全で充実した学校生活を送るために必要な環境を、効果的かつ効率的に整えます。</li> </ul>		
<b>事業遂行上の課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での多様な課題や環境変化に対応するため、各種の経費を要しています。</li> <li>・児童数の動向等に左右されますが、効率的な予算執行を念頭に、質を維持しつつ、コスト縮減に努め、安定的かつ効果的な学校運営を引き続き図っていく必要があります。</li> </ul>		
<b>今後の対応方針 関連する各種プラン等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備等の整備にあつては、コストや効率的な面で妥当と思われる方法で整備を行います。</li> <li>・学校での経費節減意識を高めつつ、コスト縮減により義務教育環境の質が低下することのないよう、効果的かつ効率的な経費の支出を行います。</li> </ul>		

## No.7 及び No.8

<b>事務事業名</b>	小・中学校施設維持改修事業	<b>担当課</b>	教育委員会総務課
<b>事業内容と目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校及び義務教育学校、校長会、PTA などからの要望、または維持管理点検等により、学校施設・設備の不具合、新設等の改善策を講ずる必要がある場合において、既存の施設・設備を維持または質的向上を図るための対策を実施します。</li> <li>・小規模な修繕等に迅速に対応できるよう、小・中学校及び義務教育学校へ予算を配当し、安全・安心な教育環境の確保を図ることにより、学校施設・設備の不具合等による、児童生徒・教職員等への危険排除及び機能不全による学校運営等への影響を排除し、適切な施設・設備の維持管理を行います。</li> </ul>		
<b>事業遂行上の課題</b>	学校施設の計画的な更新を図りながら、事後保全から計画保全へと移行し、効率的・効果的な施設・設備の維持管理を行う必要があります。		

今後の対応方針 関連する各種プラン等	<p>学校施設の改築・長寿命化改修を計画的に行い、メンテナンスサイクルを構築することにより、常に施設の健全化を図りながら教育環境の保全を行います。</p> <p>(関連するプラン)</p> <p>佐世保市公共施設適正配置・保全実施計画 佐世保市学校再編基本方針、学校施設の個別施設計画</p>
-----------------------	--

No.9 及び No.10

事務事業名	小学校児童助成・中学校生徒助成事業	担当課	教育委員会総務課
事業内容と目的	就学に必要な経費の補助（学用品費・通学用品費・給食費などの就学援助費及び特別支援教育に係る就学奨励費補助）、通学費の補助を行うことにより、経済的負担軽減を図り、児童生徒が等しく教育を受けられることを目的としています。		
事業遂行上の課題	経済的に厳しい家庭が多く存在しており、保護者の教育負担軽減のため、今後も継続した経済的支援が必要です。		
今後の対応方針 関連する各種プラン等	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童生徒の保護者が助成を受けやすくするため、現行の手法を継続しつつ、広報の周知及び申請しやすい環境づくりに努めます。</li> <li>対象者が援助費や補助金を必要な時期に支給できるように、事務の効率化を図ることに努めます。</li> </ul>		

No.11

事務事業名	社会教育行政一般管理事業	担当課	社会教育課
事業内容と目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育関係職員を確保し、業務を円滑に遂行できる執務環境を整えとともに、専門委員会の開催等により研究協議の場を設けます。</li> <li>教育委員会における市民文化活動の支援として、文化スポーツ表彰の開催等により市民文化活動の顕彰を行います。</li> <li>平成 28 年度末に閉館した旧市民会館の必要な管理を行います。</li> </ul>		
今後の対応方針 関連する各種プラン等	社会教育委員の会議については年間 6 回を目標に開催し、定期的・計画的に社会的課題等を研究協議できるように努めます。		

No.12

事務事業名	人権講座事業	担当課	社会教育課
事業内容と目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育集会所や各地区公民館で人権・同和教育啓発のための講座を開催し、人権・同和に対する意識の高揚や差別意識の解消に努めます。</li> <li>社会教育施設である教育集会所の管理・運営を行います。</li> </ul>		
事業遂行上の課題	人権問題は依然としてあり、また複雑化・多様化しているため、長期的な取組が必要です。		
今後の対応方針 関連する各種プラン等	「佐世保市人権教育啓発基本計画」に基づき、市長部局や学校教育と連携を図り、人権教育の充実に努めます。		

## No.13

<b>事務事業名</b>	成人式典事業	<b>担当課</b>	社会教育課
<b>事業内容と目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新成人に大人としての自覚を促すとともに、新成人の新たな門出を祝福するため、成人式典を開催します。</li> <li>・新成人代表者の意見を式典運営に反映させる目的で、新成人・翌年度式典対象者で構成される検討委員による式典の企画・運営を行います。</li> </ul>		
<b>事業遂行上の課題</b>	成年年齢の引き下げに伴い、今後の成人式典のあり方について、早急に判断していく必要があります。		
<b>今後の対応方針 関連する各種プラン等</b>	市民や関係団体等に意見聴取を行いながら、検討し対応していきます。		

## No.14

<b>事務事業名</b>	地区公民館等建設事業	<b>担当課</b>	社会教育課
<b>事業内容と目的</b>	世知原地区公民館体育室を講堂として世知原小学校屋内運動場と合築し、新たな複合施設の整備を行うことにより、地域住民の健康増進及びコミュニティ形成や教育環境の充実を図ることを目的としています。		
<b>事業遂行上の課題</b>	各種整備工事の進捗並びに完成後の供用開始後の管理等については、地域住民や小学校と調整を図りながら進める必要があります。		
<b>今後の対応方針 関連する各種プラン等</b>	生涯学習の拠点施設となる地区公民館の建設（建替）については、「佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画」を基調として、公共施設の適正配置と保全に取り組むこととしますが、地域の特性やバランスなど、必要に応じて検討します。		

## No.15

<b>事務事業名</b>	吉井地区複合施設整備事業	<b>担当課</b>	社会教育課 文化財課
<b>事業内容と目的</b>	吉井地区公民館・吉井支所を合築するとともに、福井洞窟出土品の適正な保存と公開活用を目的とした「展示施設」も併設した複合施設の整備を行うことにより、生涯学習並びに地域コミュニティの推進を図るとともに、新たな賑わいを創出し、地域活性化につなげることを目的としています。		
<b>事業遂行上の課題</b>	各種整備工事の進捗並びに完成後の供用開始後の管理等については、地域住民や小学校と調整を図りながら進める必要があります。		
<b>今後の対応方針 関連する各種プラン等</b>	生涯学習の拠点施設となる地区公民館の建設（建替）については、「佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画」を基調として、公共施設の適正配置と保全に取り組むこととしますが、地域の特性やバランスなど、必要に応じて検討します。		

## No.16

事務事業名	スポーツ行政一般管理事業	担当課	スポーツ振興課 学校保健課
事業内容と目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ行政に係る事務を円滑に行うことを目的としています。</li> <li>・スポーツに関する功績が顕著な団体や個人を表彰することで、スポーツに携わることへの意識向上に寄与しています。</li> </ul>		
事業遂行上の課題	国において「第2期スポーツ基本計画」が策定され、これまでのスポーツ行政に、「スポーツの価値」に着眼した新たな政策などが加わってきており、それに対応した体制づくりも必要となってきました。		
今後の対応方針 関連する各種プラン等	本市における「 <u>スポーツ推進計画</u> （※38）」の策定に向けて取り組みます。		

## No.17

事務事業名	子どもの安全対策事業	担当課	学校保健課
事業内容と目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを事故から守る協議会や子ども110番の家との連携を密にし、学校・家庭・地域社会が協力・連携して組織的な安全教育活動の展開を図ります。</li> <li>・通学路の安全状況の把握を行います。</li> </ul>		
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校時における通学路の安全対策（防犯含む）は喫緊の課題であり、関連諸機関等地域社会との連携協力体制について一層の強化が必要です。</li> <li>・児童生徒の事故（生活事故・非行事故・交通事故・犯罪被害など）の対応が必要です。</li> <li>・学校、家庭、地域社会の連携の希薄化が課題です。</li> </ul>		
今後の対応方針 関連する各種プラン等	学校・家庭・地域社会との連携を実施しながら事業を実施します。		

## No.18

事務事業名	学校保健管理事業	担当課	学校保健課
事業内容と目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児・児童生徒及び教職員の健康診断、健康管理実施並びに学校環境衛生の適正を図ります。</li> <li>・健康教育の推進を図り、学校保健活動の円滑な実施に対応することにより、園児・児童生徒及び教職員が健康を保持し、集中して学習や運動に取り組むことができるようにします。</li> </ul>		
事業遂行上の課題	教職員のストレスチェック制度受検の徹底化が必要です。		
今後の対応方針 関連する各種プラン等	教職員ストレスチェックについて、年2回の受検機会の継続と周知徹底を図ります。		

## No.19

事務事業名	学校給食事業	担当課	学校保健課
事業内容と目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市内の小・中学校及び義務教育学校に、安全安心でおいしい給食の提供を行い、児童生徒が、給食を生きた教材として、食を正しく理解できるようにします。</li> <li>・献立作成、食材発注、調理、配送等、学校給食全般にかかる事業を行います。</li> <li>・給食施設の維持管理面においては、各種設備点検、計画的な設備機器の更新を図り適切な管理運営に努めます。</li> <li>・給食に従事する職員が、衛生面を常に留意し、安全でおいしい給食を提供します。</li> </ul>		
事業遂行上の課題	学校給食室の調理機器等備品の多くは耐用年数を超過しており、安全安心な給食を提供するために備品の計画的な更新が必要です。		
今後の対応方針 関連する各種プラン等	調理場や備品類の老朽化に対応するため、施設集約等の検討を行う必要があります。 (関連する各プラン等) 「佐世保市立学校給食実施方針」 「佐世保市公共施設適正配置・保全実施計画」 「第3次佐世保市食育推進実施プラン」		

## No.20

事務事業名	学校給食費未納対策事業	担当課	学校保健課
事業内容と目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食費未納対策担当職員を雇用し、各学校から「滞納者」の報告を受け、対象者へ督促・徴収及び児童手当からの直接徴収を行います。</li> <li>・督促をしても支払わない対象者へは「法的措置」をとる等、給食費の未納額減少を図ることにより、学校給食費を負担している保護者が、学校給食のあり方や給食費について理解し、学校給食費の未納が減少し、収納率が向上することを目指します。</li> </ul>		
事業遂行上の課題	規範意識の欠如等様々な対応困難ケースへの対応が必要です。		
今後の対応方針 関連する各種プラン等	公会計化によるメリット・デメリット等を総合的に勘案し、よりよい制度設計を行うことが必要です。		

## No.21

事務事業名	「人づくり」にかかる人件費	担当課	教育委員会総務課 学校教育課 学校保健課 社会教育課 スポーツ振興課 総合教育センター課
事業内容と目的	教育長、教育委員会職員の給与費、退職手当負担金、各種手当等		

## (子ども未来政策)

### 【施策3】 幼児教育・保育の充実

※ 第7次総合計画における子ども未来政策に合わせ、「施策3 幼児教育・保育の充実」としています。

#### (施策の目的)

子どもが充実した幼児教育・保育サービスを受けられ、また、保護者が子育てと仕事を両立できるようにすることを目的としています。

#### (問題点の整理)

ライフスタイルや就業形態等が多様化する中、幼児教育・保育へのニーズもきめ細やかなものに変化しています。

一方、乳幼児期は人格形成の基礎を培う大事な時期であることから、幼児教育・保育において、質の確保が重視される傾向にあります。

#### (問題解決の方向性)

幼児教育・保育における量の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに応じた多様な事業・サービスの展開を図ります。

## 1 施策の目標①

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
幼児教育・保育の量の確保率	100.7%	100%

※幼児教育・保育の見込み量に対する入所者数の割合

## 2 今後の方向性・事業展開

幼児教育と保育の充実のため、国による無償化等の影響を考慮しながら、幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。

また、幼児教育センターを中枢として、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、幼稚園教諭・保育士に対する各種研修・講座の開催等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。



### 3 構成する事務事業

No.	事務事業名	担当課
1	公立幼稚園管理運営事業	子ども育成課
2	幼児教育センター管理運営事業	幼児教育センター

No.1

事務事業名	公立幼稚園管理運営事業	担当課	子ども育成課
事業内容	公立幼稚園及び幼児まどか教室の管理・運営を行います。		
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立幼稚園を円滑に運営し、園児がより良い幼児教育を受けられる環境を整えます。</li> <li>・発達に心配のある園児を幼児まどか教室に通級させ、発達指導及び保護者の相談等を行います。</li> </ul>		
事業遂行上の課題	子どもを取り巻く急激な環境変化の中、多様な保育ニーズに対応していきながら、質の高い幼児教育を行っていく必要があります。		
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度から始めた預かり保育、幼児まどか教室の充実を図ります。</li> <li>(幼児まどか教室：発達に心配のある幼児の通級学級)</li> <li>・幼児教育センター及び幼児まどか教室の実践園として質の高い幼児教育を提供します。</li> </ul>		
関連する各種プラン等	第 2 期 新させぼっ子未来プラン		
施策の KPI との関連性	公立幼稚園の利用需要に対し、必要な利用定員を確保するよう努めることで KPI の達成に寄与します。		



白南風幼稚園の様子

## No.2

<b>事務事業名</b>	幼児教育センター管理運営事業	<b>担当課</b>	幼児教育センター
<b>事業内容</b>	<p>本市の乳幼児の健全な育成を目指し、幼児教育の充実推進及び子育て支援等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員や保育者等の研修事業</li> <li>・子育て相談・子育て支援事業</li> <li>・幼児教育全般に関する調査・研究事業</li> </ul>		
<b>事業目的</b>	<p>幼児教育関係者が幼児教育に対する理解や専門性を高めるとともに、乳幼児を子育て中の保護者等が、子育てや子育て支援に安心して取り組めるようにします。</p>		
<b>事業遂行上の課題</b>	<p>平成 27 年度施行の「子ども・子育て支援 3 法」、平成 30 年度実施の「幼稚園教育要領」等 3 法令の改訂、令和元年 10 月実施の「幼児教育・保育の無償化」と、取り巻く環境の急激な変化に伴い、幼児教育・保育の質の向上を図ること、子育て支援に関して正しい情報を周知していくこと等が求められています。</p>		
<b>今後の対応方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」を担う施設として、佐世保私立幼稚園協会や佐世保市保育会等関係団体と連携し、調査・研究の実践を図るとともに、幼児教育・保育施設へ研究結果の情報を発信します。</li> <li>・幼児教育・保育に関する研修拠点として、研修内容や実施方法等の検討を行うとともに、「西九州させぼ広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間において教職員向けの研修等を合同で開催します。</li> <li>・保幼小連携推進会議や関係団体との連携を深めながら、「保幼小連携接続カリキュラム」のさらなる活用や必要な見直し等を通じ、全市的に保幼小連携を推進します。</li> <li>・特別支援学校やまどか教室、子ども発達センター等の関係機関との連携を通じ、特別支援教育等を担う幼稚園教諭や保育士の資質向上を図ります。</li> <li>・遊びの広場を通して、乳幼児とその保護者のニーズを考慮し、必要に応じて内容を見直し、子育て支援の充実を図ります。</li> </ul>		
<b>関連する各種プラン等</b>	<p>第 2 期 新させぼっ子未来プラン 西九州させぼ広域都市圏ビジョン</p>		
<b>施策の KPI との関連性</b>	<p>幼児教育に対する理解や専門性を高める研修体制を整え、幼児教育の質の向上を図り、幼児教育関係者等の確保に繋げることで、必要な供給量を確保し、KPI の達成に寄与します。</p>		

## 第4章 教育を推進するための制度の見直し

人生100年時代が到来し、超スマート社会が実現する新しい時代を迎えるにあって、本市教育委員会としても旧来の制度を見直す必要も生じています。子どもたちや保護者はもとより、地域の方々など関係する市民への影響も大きいことから、慎重な検討が求められています。

### 1 学校の改革

現在、本市教育委員会では、学校に関して以下の3つの「改革」を、中長期の視点を持って取り組んでいきます。

#### ●学校の再編、統合・通学区域の見直し

近年、児童生徒数の減少による学校の小規模化の進行が顕著になる一方で、一部地域においては、住宅開発などの要因により、児童生徒数が増加し、施設面など教育環境に影響が出ている学校も見られます。児童生徒の学習環境として適切な学校規模を考え、学校の統合を検討するとともに、併せて地域と共にある学校として通学区域をどう設定すべきかを検討しています。

また、学校施設の老朽化が進行していることから、学校再編の方針を示すことで、長寿命化等の更新事業を推進します。

[学校再編に向けた3つの視点]

1. 教育水準の確保
2. 学校施設の予防安全
3. 地域コミュニティの活性化

#### ●学校学期制の見直し

本市教育委員会では、学校学期制検討委員会や、総合教育会議の場等で、学校学期制のあり方について議論を進め、市立小・中学校及び義務教育学校の学期制を3学期制に改めることを決定しました。

3学期制に改めるにあたっては、以下の点に十分配慮することとしています。

- 導入のための準備委員会（仮）等を組織し、学校関係者や保護者等の意見を十分に聴取しながら、新たな学校3学期制の構築を進めます。
- これまでの学校2学期制施行時における取組の良さを生かすこととともに、長期休業中の授業実施や学校の空調施設及びICT環境の整備等、国や本市の様々な変化に対応した新たな3学期制となるよう配慮します。  
なお、その際には、学校関係者の負担過重に十分に配慮するとともに、保護者等の理解促進に努めます。
- 円滑な導入とするために、十分な（2年間程度）準備・周知期間を設け、令和4年度からの学校3学期制の導入とします。

●職員の働き方改革、学校の運営体制の見直し

これまで取り組んできた学校の職員の働き方改革を、さらに推進していきます。また、学校運営に係る様々な仕組み、制度を見直すこととし、学校の機能を低下させることなく、学校職員の働き方改革の実現を目指します。

## 2 公民館の改革

本市が平成30年3月に策定した「第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画」では、社会教育施設であり、地域活動の拠点施設である地区公民館を、地域づくりのための様々な活動に柔軟に運用できるようにするため、従来の公民館機能を維持しつつ、「コミュニティセンター（仮称）」など社会教育施設の枠を超えた施設に移行することとしています。

この移行については、これまでの社会教育・生涯学習活動を衰退させることのないよう、社会教育施設としての機能を担保することが必要です。

「第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画」を所管する市民生活部とともに、地区自治協議会の代表者などと、地域活性化のために公民館施設がどうあるべきなのか議論を進めています。

## 第5章 計画の進捗管理

「教育委員会の自己点検及び評価」により本計画の進捗を管理します。

平成18年12月の教育基本法改正を受け、教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築することを目的として、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（通称：地教行法）が改正されました。この改正により、各教育委員会は、「教育委員会の自己点検及び評価」として、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすため、以下のことを外部の地見を活用しながら点検・評価し、議会に報告するとともに、市民に公表することとなりました。

- ① 教育委員会の活動状況  
教育委員の活動状況を評価するものです。
- ② 教育委員会が管理・執行する事務  
教育委員会が行う会議の内容を評価するものです。
- ③ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務  
教育長に委任されている事務（本書の第3章に記載している具体的な取組）を評価するものです。

本計画では、第1章に記載しているとおり、本市教育委員会が所管する施策を範囲としていますが、必要に応じて、他部局の施策についても言及しています。

※ 自己点検及び評価の内容につきましては、佐世保市ホームページをご覧ください。

## 資料編

### 用語の解説

※ 1 社会指標

部局が目指す社会の状態。

※ 2 KPI（重要業績評価指標）

施策の目的といえる客観的な状態の変化をあらわす指標。

※ 3 保幼小連携

保育所・幼稚園・認定こども園等での幼児教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにし、幼児教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるようにすること。また、新たに示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどの連携を図り、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図っていくこと。

※ 4 特別支援教育

障がいのある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

※ 5 インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず同じ場で共に学び合い生きる中で、個別の教育的ニーズのある幼児・児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援を行うもの。

※ 6 全国学力・学習状況調査

平成 19 年度から開始された、日本全国の小・中学校の最高学年（小学校 6 年生、中学校 3 年生）を対象として行われるテスト。実施日は、原則として、火～木曜日のうち、4 月 18 日に最も近い日。

※ 7 第三次佐世保市子ども読書プラン

令和 2 年 4 月に本市教育委員会が策定した計画。計画期間は令和 2～6 年度までの 5 年間。

※ 8 コミュニティ・スクール

「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法 47 条の 6）に基づく、学校、保護者、地域が協働した学校づくりの仕組み。学校運営協議会制度。

※ 9 情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

※ 10 ICT環境

各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境。ICTとは「Information and Communication Technology」の頭文字で、情報通信技術という意味。

※ 11 通級指導教室

校内もしくは近隣の学校内に設置されており、通常の学級に在籍しながら、週に1回程度通い、対象の子どもの困りごとや課題に合わせて小集団ないし個別の指導を受けるための教室。

本市の通級指導教室は、言葉の発音や話し言葉のリズム等、ことばに対応する「ことばの教室」、聴きとりや聴力に対応する「きこえの教室」（実際には、ことばときこえに対応し「きこえとことばの教室」）、行動面や情緒面等に対応する「まどか教室」（小学生用）及び「ゆたか教室」（中学生用）がある。

※ 12 スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒の置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材。

※ 13 学校適応指導教室

何らかの原因で学校に登校できない（不登校）児童生徒の学校への復帰を目指し、集団生活に適応する力を育むことを目的とした通級教室。

※ 14 スクールカウンセラー

不登校・いじめ・問題行動への対応、また未然防止のために、専門的な立場（臨床心理士・公認心理士・精神科医等）として、学校で教育相談を受け付ける者。

※ 15 心の教室相談員

中学校に配置し、生徒が悩みなどを気軽に話し、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在。

※ 16 私会計

地方自治体の歳入歳出予算に計上せずに、各学校において徴収・管理すること。

※ 17 公会計

地方自治体の歳入歳出予算に計上し、地方自治体において徴収・管理すること。

※ 18 佐世保市放課後子どもプラン

子どもたちの安全・安心な放課後の居場所づくりを整備するため、教育委員会と子ども未来部の連携のもと総合的な放課後対策を推進するもの。

※ 19 学社融合

学校教育と社会教育の役割分担を前提とした上で、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら一体となって子どもたちの教育に取り組んでいく考え方。

※ 20 ココロねっこ運動

子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる長崎県民運動。

※ 21 佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画

平成 24 年 7 月に本市教育委員会が策定した計画。計画期間は平成 24 年度～平成 31 年度までの 8 年間。計画の目的は、市民一人ひとりの学習ニーズや、社会からの要請に対する適切かつ効率的な学習機会の提供並びに学習の成果を発揮できる「学びの循環型社会」の構築に向けたシステムづくりと、その社会の中で人々が集い、交流し、学びあうという「生涯学習」に着目した地域づくりを目指したもの。

※ 22 徳育推進のための行動計画

平成 23 年 11 月に「佐世保市徳育推進会議」の提言を受け、平成 24 年 2 月に本市が策定した計画。計画期間は平成 24 年度～平成 31 年度までの 8 年間。

※ 23 スポーツ推進委員

スポーツ基本法第 32 条に基づき、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導助言を行う非常勤職員。

※ 24 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

子どもの体力低下や肥満等の生活習慣病が深刻な社会問題になる中、平成 20 年度から文部科学省が実施している調査。対象は小学校 5 年生、中学校 2 年生。

※ 25 埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡と言われている場所）のこと。文化財保護法の規定により、埋蔵文化財の存在が知られている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）は全国で約 46 万か所にのぼり、これらの土地において開発事業を行う場合や、新たに遺跡を発見した場合は、都道府県等の教育委員会に届出を行う必要がある。協議の結果遺跡を現状のまま保存できない場合には、事前に発掘調査を行い遺跡の記録を残すこととなる。



※ 26 近代化遺産

幕末から昭和 30 年代ごろまでの間に、在来工法ではなく西洋から導入された工法で建設され、我が国の近代化に貢献した建築物、土木構造物を総称したもの。

※ 27 IoT

Internet of Things の略。従来、主にパソコンやサーバー、プリンターなどの IT 関連機器が接続していたインターネットに、それ以外のさまざまな機器や装置をつなげる技術。膨大な量の情報を共有するクラウド技術やビッグデータ技術、人工知能などの登場により、従来の人間同士のコミュニケーションだけでなく、あらゆる“モノ”に高度な通信機能が組み込まれ、インターネットで相互に情報伝達できるようになることを意味する。社会インフラや産業、ビジネスの仕組みを大きく変え、「第四次産業革命」を促す新技術とも言われている。

※ 28 ビッグデータ

ICT（情報通信技術）の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ。このデータを活用することにより、異変の察知や近未来の予測等を通じ、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新産業の創出等が可能。

※ 29 拠点スポーツ施設

日頃から多くの市民が利用している施設で、各種競技大会においては、県大会レベル以上の大会が開催でき、一定の収容能力がある施設。

【体育文化館、東部スポーツ広場、温水プール、総合グラウンド（陸上競技場、庭球場、野球場）、小佐々中央運動広場】

※ 30 学校司書

司書等の資格を持ち、学校図書館の円滑な運営のための様々な職務を日常的に担うとともに、適切な資料を提供するなど児童生徒の学びを支えている職員。

※ 31 ALT

JET プログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）の中に定められた職種。Assistant Language Teacher の略称であり、小・中学校及び義務教育学校における外国語指導の補助的役割を担う指導員。

※ 32 国際理解指導員

小学校及び義務教育学校（前期課程）における外国語指導の補助的役割を担う指導員。また、日本語や母国語をとおして日本語指導を要する児童生徒の学びを支えている指導員。

※ 33 学校教育ネットワーク

本市教育センターで一元管理する本市独自のネットワーク。学校内だけでなく、学校間のコンピュータ全てがネットワークでつながっており、教育情報の共有や配信等に利用されている。

※ 34 メンタルフレンド

引きこもりなど、外に出たくても出られない子どもたちに、再登校または相談機関への足がかりとなることを目的に派遣する、年齢の近い大学生等のボランティア。一緒に会話やゲームなどをして子どもに寄り添う活動を行う。

※ 35 学校経営ビジョン

学校教育目標の具現化のための校長の学校運営方針。

※ 36 ニュースポーツ

技術やルールが比較的簡単で、誰でも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として新しく考案、紹介されたスポーツの種目。

※ 37 ジュニア層

小学校及び義務教育学校（前期課程）の児童及び中学校及び義務教育学校（後期課程）の生徒。

※ 38 スポーツ推進計画

スポーツ基本法第 10 条の規定に基づき、各地方公共団体は国のスポーツ基本計画を参酌して、「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものとされている。

## 佐世保市教育振興基本計画（第3期）策定検討委員会 委員名簿

No	区分	所属団体	委員氏名	
1	学識経験者	長崎国際大学	副学長	木村 勝彦
2	学識経験者	佐世保市教育会	会長	古賀 良一
3	学識経験者	佐世保文化協会		蓮田 睦美
4	学識経験者	公益財団法人 佐世保市体育協会	専務理事	吉田 秀雄
5	学識経験者	佐世保市レクリエーション協会	会長	原口 孟士
6	学識経験者	一般社団法人 佐世保市医師会		中山 雅彦
7	学識経験者	長崎県北心理士会	会長	吉田 直樹
8	学識経験者	一般社団法人 佐世保青年会議所	理事長	木下 貴之
9	学識経験者	佐世保市文化財審査委員会		久村 貞男
10	学識経験者	佐世保市民生委員児童委員協議会 連合会	会長	林 俊孝
11	小・中学校保護者代表	佐世保市 PTA 連合会	会長	森 百合子
12	小学校関係者	佐世保市小学校長会	会長	中原 弘之
13	中学校関係者	佐世保市中学校長会	会長	澤田 忠義
14	幼稚園関係者代表	佐世保私立幼稚園協会	会長	朝野 卓也

令和2年2月3日

佐世保市教育委員会 様

佐世保市教育振興基本計画  
(第3期) 策定検討委員会  
委員長 木村勝彦

佐世保市教育振興基本計画(第3期)について(答申)

令和元年7月22日付け元教総第330号で諮問がありました佐世保市教育振興基本計画(第3期)の策定について、当検討委員会で慎重に審議した結果、その内容を、別冊「佐世保市教育振興基本計画(第3期)(案)」のとおりまとめましたので提案いたします。

現計画(第2期)策定後約7年が経過し、我が国は、人生100年時代を迎えようとしている中で、少子高齢化・ライフスタイルの多様化や、超スマート社会(Society 5.0)の実現に向けた人工知能(AI)やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進むなど、生活・社会環境が大きく変化しています。

国においては、激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するため、「自立」、「協働」、「創造」を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという従来からの理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会変化を見据えた教育政策のあり方を示した、国の「第3期教育振興基本計画」を策定しています。

このような状況を踏まえて、これまでの佐世保市教育振興基本計画を振り返り、佐世保市教育方針の実現を目指しつつ、第7次佐世保市総合計画との整合性を保ちながら、佐世保市に住む全ての人が、これからの時代を生きぬくために、学校教育や社会教育の場において、心豊かな生涯学習の推進が図られるよう要望します。

なお、特に、以下の点に留意して計画の推進にあたられるよう付言します。

記

- 1 社会総がかりで子どもたちを育む環境の構築に向け、生涯学習、生涯スポーツ、徳育の推進など、学校・家庭・地域社会が連携・協力して取り組むよう努めること。
- 2 郷土を愛する心、郷土に対する誇りを持ち、地域の歴史や日本伝統文化に関する学びを深めるため、学校と地域社会は、連携をして対応すること。
- 3 国際化が進展する中で、日本人としての誇りを持ち、国際社会に貢献できる市民の育成を目指すこと。
- 4 学校と関係機関は、豊かな心を育むために、すべての子どもに寄り添いつつ、さまざまな課題を抱えた子どもに専門的な支援を行うこと。
- 5 学校をはじめとした教育施設の整備にあたっては、施設に求められる機能の維持向上とともに、防災や安全対策等、多様化するニーズへの対応についても配慮すること。

以上